

平成25年度

包括外部監査の結果に関する報告書

及びこれに添えて提出する意見

市の債権事務の執行について

いわき市包括外部監査人

公認会計士 鈴木 芳郎

目 次

第1 包括外部監査の概要	
1 包括外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	
（1）外部監査の対象	1
（2）外部監査対象期間	1
（3）外部監査の実施期間	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の方法	
（1）監査の要点	2
（2）主な監査手続	2
（3）監査対象部局等	2
5 外部監査の補助者	2
6 利害関係	3
第2 いわき市の決算状況	
1 東日本大震災後の市の決算状況について	4
2 市の債権について	
（1）監査対象とした債権の収入未済額等の推移	35
（2）市の債権の分類	51
（3）市の主な債権の属性比較	56
第3 監査の結果	
1 東日本大震災における不納欠損処理について	64
2 公営住宅使用料について	65
3 広域農業開発事業償還金について	68
4 災害援護資金貸付金について	73
5 奨学資金貸付金について	74
6 学校給食納付金について	78
7 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業費について	79
8 工場等立地奨励金について	83
9 母子寡婦福祉資金貸付金について	88
10 下水道事業に係る債権について	90
11 水道事業に係る債権について	93
12 税外収入全般について	94
13 強制徴収公債権の財産調査について	94

第4	監査結果に添えて提出する意見	
	全庁的な債権管理部署の検討について……………	97

第 1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査（以下、「外部監査」という。）

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査の対象

市の債権事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成 24 年度

(3) 外部監査の実施期間

平成 25 年 7 月 23 日より平成 26 年 3 月 25 日まで

3 事件を選定した理由

東日本大震災からの復興に向け、市は復興事業に取り組んでいるところであるが、その確実な実施を図るためには、自主財源として市税をはじめとした市が保有する債権を適正に管理し、歳入を適正に確保する必要がある。

このことを踏まえ、市税、使用料等の公債権、貸付金等の私債権の納入状況等を含め、管理事務について監査することは有意義と思われるところから、特定の事件として選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

市が保有する債権の徴収、減免、不納欠損処理が、地方自治法、条例及びその他の法令等に
従い、適切に行われているか、収入未済額に対する市の事務執行が関係諸法令・条例等に基
づいて迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原
則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する地方自治法第2条第14項及び第
15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 主な監査手続

- ① 債権に関する徴収規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 債権管理簿等の台帳を閲覧し検証した。
- ③ 所管部署等の関係者への質問等により、債権管理状況を検証した。
- ④ 必要に応じて所管部署等への現場視察を実施した。

(3) 監査対象部局等

財政部
市民協働部
生活環境部
保健福祉部
農林水産部
商工観光部
土木部
教育委員会事務局
水道局
総合磐城共立病院

5 外部監査の補助者

公認会計士 前嶋 仁一
公認会計士 鶴巻 博行

6 利害関係

外部監査の対象とした事件につき地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切り捨て表示をしている。

第2 いわき市の決算状況

1 東日本大震災後の市の決算状況について

(1) 市の歳入・歳出決算状況

平成24年度のいわき市の一般会計は、東日本大震災からの早期復旧・復興を最優先に取り組んだ結果、決算額は、歳入・歳出とも前年度を約430億円上回る事となった。

復旧・復興需要などの影響を受け、市税収入は増加傾向にあるものの、復旧・復興事業の推進をはじめ、高齢化の進展により社会保障関係経費が増加するなど、多額の財政需要が見込まれることから、今後、市の財政は大幅な財源不足に直面することも考えられる。

市は、予算編成方針のなかで、復旧・復興が最優先課題であることとともに、財政の健全化も両立させることを具体的な取り組みとして掲げている。

①一般会計の実績推移（歳入）

(単位：千円)

款	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市税	45,560,667	42,361,915	44,979,295
地方譲与税	1,514,916	1,459,511	1,390,830
利子割交付金	124,844	98,954	83,312
配当割交付金	42,412	44,363	48,549
株式等譲渡所得割交付金	11,784	9,265	11,269
地方消費税交付金	3,131,480	3,124,464	3,119,393
ゴルフ場利用税交付金	191,786	100,989	154,706
自動車取得税交付金	271,717	224,775	364,168
地方特例交付金	513,878	419,405	148,177
地方交付税	22,050,595	39,539,895	32,477,729
交通安全対策特別交付金	81,563	78,958	75,969
分担金及び負担金	1,467,092	1,231,121	1,433,508
使用料及び手数料	2,528,582	2,227,840	2,479,284
国庫支出金	16,170,657	35,925,308	80,078,568
県支出金	6,708,416	21,294,333	18,532,554
財産収入	271,931	481,970	494,012
寄附金	27,183	125,342	761,570

款	平成22年度	平成23年度	平成24年度
繰入金	3,275,622	6,838,828	8,705,529
繰越金	4,840,902	4,501,006	7,369,691
諸収入	8,144,080	9,838,210	11,047,368
市債	9,203,183	11,375,608	10,117,338
歳入合計	126,133,290	181,302,060	223,872,824

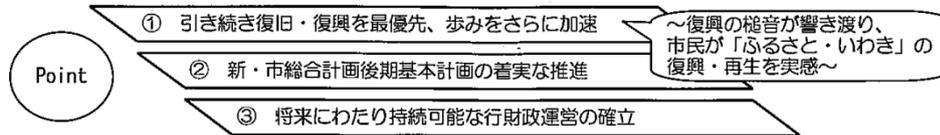
②一般会計の実績推移（歳出）

（単位：千円）

款	平成22年度	平成23年度	平成24年度
議会費	633,805	754,814	677,760
総務費	17,189,690	37,907,386	73,860,050
民生費	41,145,213	48,260,581	42,900,685
衛生費	12,044,868	17,753,735	27,770,302
労働費	129,910	198,116	263,733
農林水産業費	2,330,030	2,946,018	3,434,672
商工費	6,536,859	7,316,205	7,892,497
土木費	11,134,441	17,038,069	15,068,395
消防費	3,306,920	8,744,004	12,902,502
教育費	10,820,093	11,417,139	10,900,079
災害復旧費	78,762	4,931,921	5,338,037
公債費	16,290,724	16,664,380	15,719,396
諸支出金	0	0	0
予備費	0	0	0
歳出合計	121,641,315	173,932,369	216,728,113

(参考：平成25年度予算編成方針)

平成25年度予算編成方針の概要



I 国・県の状況

1 国の状況

- (1) 景気・・・復興需要、海外経済状況の改善に伴い景気回復への期待。しかしながら、世界景気の下振れ等のリスクもあり、収益や所得の動向等に注意が必要
- (2) 財政・・・歳出が税収を上回る状態が恒常的に持続し、長期債務残高が増加するなど、財政状況は大きく悪化。このため、中期財政フレームに定められた歳出の大半を遵守しつつ、日本再生戦略を踏まえ、予算の大幅な組替えにより、成長と財政健全化を両立

2 県の状況

復興計画に基づく一日も早い復興・再生の実現とともに、人口減少や高齢化問題への対応のため、必要な事業に重点的に予算配分

II 予算編成の基本的考え方

○本市財政の見通しは、一般財源の確保が引き続き厳しい状況にあるなか、復旧・復興事業の推進をはじめ、社会保障関係経費が増加するなど、多額の財政需要が見込まれることから、大幅な財源不足に直面し、財政調整基金を取り崩して対応せざるを得ない状況

○平成25年度予算は、厳しい財政状況にあっても、復旧・復興を最優先として取り組むとともに、新・市総合計画後期基本計画に掲げるまちづくりを着実に進めながら、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たしつつ、収支の均衡を図るため、新・市総合計画後期基本計画に掲げた財政目標（基金保有額、市債残高）の達成を図ることが重要であるとの認識のもと、復旧・復興への取組と財政の健全化を両立させることを基本として編成

1 復旧・復興を最優先

復旧・復興への取組を最優先として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創るため、市復興事業計画に基づく施策を全力を挙げて実施

2 復旧・復興の推進と財政の健全化を両立

復旧・復興を着実に推進するため、国県等の特定財源を積極的に活用するほか、財政目標に留意しつつ、基金原資の取崩しや退職手当債の活用など、あらゆる方策を講じて財源の確保
新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標の達成に向け、職員数の適正化に努めるとともに、行財政の簡素・効率化や経費の節減・合理化を図りながら、財政の健全化を推進

3 事業の選択と集中を推進

真に必要な市民ニーズに応えるために、既存事業についても積極的に事業効果の検証を行い、ゼロベースの視点に立ちながら、事業の選択と集中を推進し、限られた財源の最適投資を追求

4 各部の主体的な取組を推進

市民サービスの現場にある各部等は、時代に即した行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に取り組み、自主的・主体的な事業の重点・選別化を積極的に推進

III 予算編成の骨子

1 年度間の見通しに立った通年予算として編成

2 要求基準

- (1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費） ※実施計画事業を除く。
 - ・所要額
- (2) 経常的経費（経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等）
 - ・枠配分方式とし、維持補修費については24年度当初予算計上額、その他の経費については平成24年度当初予算計上額から3%削減した額の合計額を要求の上限（一般財源ベース）
- (3) 政策的経費（新・市総合計画実施計画事業に係る経費）
 - ・復興事業については、所要額とする。
 - ・まちづくり事業については、枠配分方式とし、実施計画の事業ごとの一般財源額を基準額とし、普通建設事業のうち、補助事業については基準額から10%削減した額、単独事業については基準額から20%削減した額、普通建設事業以外の経費は基準額で積算した額を、部等ごとに合計した額を要求の上限（一般財源ベース）
- (4) 臨時的経費（新・市総合計画実施計画に位置づけのない投資的経費及び指定事業に要する経費）
 - ・所要額

(参考：平成26年度予算編成方針)

平成26年度当初予算編成方針の概要	
I 本市財政を取り巻く状況	
1 国の状況	<p>(1) 景気・・・現状は、緩やかに回復しつつある。先行きについては、各種施策の効果が発現する中で、景気回復の動きが確かなものとなることが期待。ただし、海外景気の下振れが、引き続き国の景気を下押しするリスクとなっている</p> <p>(2) 財政・・・人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続き、債務残高はGDPの倍程度までに累積するなど極めて厳しい状況。民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を最大限縮減しながら、税収等の動向も踏まえ、優先度の高い施策について重点化を図る</p>
2 県の状況	人口減少や高齢化社会の課題への対応を始め、被災者の生活再建、風評対策、ふるさと帰還の環境づくりなどの視点から選定した事業に最優先に予算配分
3 本市の状況	一般財源の確保は引き続き厳しい状況。消費税率等の引上げや社会保障関係経費の増加のほか復興への最優先の取組み、再生に向けた新たなまちづくりなどに多額の財政需要が見込まれることから、財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況
II 基本方針	
○ 平成26年度予算編成に係る基本方針	復興事業計画期間の4年目となる平成26年度当初予算編成においては、厳しい財政状況の中、新・市総合計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」の実現を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たすため、次の3点を基本方針として、復興・再生への取組みと財政の健全化との両立を図ることを基本として取り組む
<p style="text-align: center;">『復興と再生を目に見えるかたち』</p> <p>① ふるさと<i>いわき</i>の力強い復興の実現に全力</p> <p>② 未来のために、明るく元気なまちづくりの推進</p> <p>③ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立</p> <p style="text-align: right;">財政目標の達成に取り組む</p>	
III 具体的な取組み	
1 復興を最優先、あらゆる方策で財源を確保	2 まちづくり予算の重点化、各部の主体的な取組みを推進
<ul style="list-style-type: none"> > 市復興事業計画に基づく施策・事業に最優先で予算を配分 > 東日本大震災復興交付金などの復興メニュー、復興基金や緊急防災・減災事業債の活用を図るなど、あらゆる方策を講じて財源を確保 	<ul style="list-style-type: none"> > 「医」「職」「住」に加え、「子育て」「教育」に関する喫緊の課題への対応など、既存施策でも優先順位を洗い直し無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化 > 各部等は、事業成果を自ら検証(セルフレビュー)し、市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に主体的に取り組む
3 復興・再生と財政の健全化を両立	
<ul style="list-style-type: none"> > 施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、ゼロベースの観点から十分に検証し、改善や見直しを徹底(施策や事業の見直しの徹底) > 新規事業や事業拡充に取り組む場合は、既存事業の見直しなどにより自ら必要な代替財源を捻出(代替財源の捻出) > 市税等の収納率の向上、未利用財産の処分や広告の導入拡大、使用料の見直しを行うなど、積極的に自主財源を確保(自主財源の確保) > 可能な限り市債発行を抑制。なお、発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用(市債発行の抑制) 	
IV 要求基準	
1 年度間に見通しに立った通年予算として編成 適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ要求	
2 要求基準	
<p>(1) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費) ※実施計画事業を除く。 ・所要額とする。</p> <p>(2) 経常的経費(経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等) ・部等ごとの枠配分方式とし、部等ごとの平成25年度当初予算に計上した一般財源に消費税率の影響額を加えた額。なお、電気料金の値上げ分については、枠配分額に上乗せした要求を認める。</p> <p>(3) 臨時的経費(新・市総合計画実施計画に位置づけのない投資的経費及び指定事業に要する経費) ・所要額とする。</p> <p>(4) 政策的経費(新・市総合計画実施計画事業に係る経費) ・復興事業については所要額とし、実施計画における一般財源額を上限とする。 ・まちづくり事業については枠配分方式とし、実施計画における一般財源額を上限とする。</p>	

③平成24年度の一般会計の歳入状況（不納欠損額、収入未済額）

※不納欠損額、収入未済額がない「款」については省略している。

ア) 1款 市 税(1/2)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
市税	49,095,163,200	44,979,295,143	300,086,272	3,837,554,873
市民税	19,365,410,110	17,865,929,938	131,096,896	1,386,626,464
個人	14,865,779,917	13,438,978,806	121,183,243	1,323,691,956
現年課税分	13,425,403,837	13,103,142,348	25,513	340,191,657
滞納繰越分	1,440,376,080	335,836,458	121,157,730	983,500,299
法人	4,499,630,193	4,426,951,132	9,913,653	62,934,508
現年課税分	4,426,321,400	4,405,500,900	0	20,989,600
滞納繰越分	73,308,793	21,450,232	9,913,653	41,944,908
固定資産税	20,792,470,111	18,659,117,053	137,583,906	1,998,641,124
固定資産税	20,698,765,611	18,565,412,553	137,583,906	1,998,641,124
現年課税分	18,386,839,300	17,995,678,574	1,711,660	392,120,270
滞納繰越分	2,311,926,311	569,733,979	135,872,246	1,606,520,854
国有資産等所在市町村交付金及び納付金	93,704,500	93,704,500	0	0
軽自動車税	671,519,367	605,029,564	6,883,380	59,849,823
軽自動車税	671,519,367	605,029,564	6,883,380	59,849,823
現年課税分	604,664,100	587,487,400	10,200	17,370,700
滞納繰越分	66,855,267	17,542,164	6,873,180	42,479,123
市たばこ税	2,942,994,035	2,942,994,035	0	0
市たばこ税	2,942,994,035	2,942,994,035	0	0
現年課税分	2,942,994,035	2,942,994,035	0	0
鉦産税	3,200	3,200	0	0
鉦産税	3,200	3,200	0	0
現年課税分	3,200	3,200	0	0
特別土地保有税	12,552,500	386,000	0	12,166,500
特別土地保有税	12,552,500	386,000	0	12,166,500
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	12,552,500	386,000	0	12,166,500
入湯税	112,328,500	98,488,950	87,700	13,751,850
入湯税	112,328,500	98,488,950	87,700	13,751,850
現年課税分	100,899,000	98,476,800	0	2,422,200
滞納繰越分	11,429,500	12,150	87,700	11,329,650
都市計画税	2,993,390,576	2,674,766,503	19,793,690	299,244,911
都市計画税	2,993,390,576	2,674,766,503	19,793,690	299,244,911
現年課税分	2,645,247,600	2,588,972,730	246,240	56,412,926
滞納繰越分	348,142,976	85,793,773	19,547,450	242,831,985

ア) 1款 市 税(2/2)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
事業所税	2,204,494,801	2,132,579,900	4,640,700	67,274,201
事業所税	2,204,494,801	2,132,579,900	4,640,700	67,274,201
現年課税分	2,114,523,800	2,107,403,200	0	7,120,600
滞納繰越分	89,971,001	25,176,700	4,640,700	60,153,601

イ) 12款 分担金及び負担金

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
分担金及び負担金	1,529,304,316	1,433,508,294	2,345,530	93,450,492
分担金	11,486,961	11,486,961	0	0
農林水産業費分担金	11,486,961	11,486,961	0	0
農業費分担金	11,486,961	11,486,961	0	0
負担金	1,517,817,355	1,422,021,333	2,345,530	93,450,492
民生費負担金	1,482,482,768	1,416,700,517	2,345,530	63,436,721
社会福祉費負担金	188,468,034	182,986,547	959,500	4,521,987
児童福祉費負担金	1,294,014,734	1,233,713,970	1,386,030	58,914,734
衛生費負担金	2,358,445	2,327,266	0	31,179
保健衛生費負担金	2,358,445	2,327,266	0	31,179
農林水産業費負担金	29,982,592	0	0	29,982,592
農業費負担金	29,982,592	0	0	29,982,592
土木費負担金	2,993,550	2,993,550	0	0
都市計画費負担金	2,993,550	2,993,550	0	0

ウ) 13款 使用料及び手数料 (1/3)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
使用料及び手数料	2,664,238,106	2,479,284,616	5,292,406	179,682,924
使用料	1,964,516,735	1,800,564,873	3,646,946	160,304,916
総務使用料	96,372,067	96,372,067	0	0
総務管理使用料	96,372,067	96,372,067	0	0
民生使用料	25,218,730	25,218,730	0	0
社会福祉使用料	10,673,390	10,673,390	0	0
児童福祉使用料	76,416	76,416	0	0
生活保護使用料	14,468,924	14,468,924	0	0
衛生使用料	116,076,541	115,906,211	64,250	106,080
保健衛生使用料	112,481,488	112,311,158	64,250	106,080

ウ) 13款 使用料及び手数料 (2/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	清掃使用料	3,572,553	3,572,553	0	0
	衛生使用料	22,500	22,500	0	0
	労働使用料	8,164,476	8,164,476	0	0
	労働諸費使用料	8,164,476	8,164,476	0	0
	農林水産業使用料	6,880,709	6,880,709	0	0
	農業使用料	3,380,189	3,380,189	0	0
	林業使用料	1,495,520	1,495,520	0	0
	水産業使用料	2,005,000	2,005,000	0	0
	商工使用料	93,369,073	93,369,073	0	0
	商工使用料	93,369,073	93,369,073	0	0
	土木使用料	1,463,289,269	1,299,563,737	3,582,696	160,142,836
	道路橋りょう使用料	112,700,026	112,700,026	0	0
	港湾使用料	0	0	0	0
	都市計画使用料	61,683,689	61,580,789	1,050	101,850
	住宅使用料	1,288,905,554	1,125,282,922	3,581,646	160,040,986
	消防使用料	56,188	56,188	0	0
	消防使用料	56,188	56,188	0	0
	教育使用料	155,089,682	155,033,682	0	56,000
	教育総務使用料	28,500	28,500	0	0
	小学校使用料	1,129,637	1,129,637	0	0
	中学校使用料	604,689	604,689	0	0
	幼稚園使用料	55,566,400	55,510,400	0	56,000
	社会教育使用料	37,162,862	37,162,862	0	0
	保健体育使用料	60,597,594	60,597,594	0	0
	手数料	699,721,371	678,719,743	1,645,460	19,378,008
	総務手数料	202,010,166	184,377,866	1,600,600	16,045,300
	総務管理手数料	2,936,250	2,936,250	0	0
	徴税手数料	53,839,816	36,207,516	1,600,600	16,045,300
	戸籍住民基本台帳手数料	145,234,100	145,234,100	0	0
	民生手数料	6,580,105	5,330,477	6,880	1,250,988
	社会福祉手数料	6,580,105	5,330,477	6,880	1,250,988
	衛生手数料	432,497,600	432,497,600	0	0
	保健衛生手数料	42,115,450	42,115,450	0	0
	清掃手数料	389,599,350	389,599,350	0	0

ウ) 13款 使用料及び手数料 (3/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	衛生手数料	782,800	782,800	0	0
	農林水産業手数料	246,580	246,580	0	0
	農業手数料	222,750	222,750	0	0
	水産業手数料	23,830	23,830	0	0
	商工手数料	1,568,320	1,568,320	0	0
	商工手数料	1,568,320	1,568,320	0	0
	土木手数料	41,806,100	39,686,400	37,980	2,081,720
	土木管理手数料	13,808,600	13,808,600	0	0
	道路橋りょう手数料	268,000	268,000	0	0
	都市計画手数料	25,315,500	24,572,100	3,780	739,620
	住宅手数料	2,377,500	1,001,200	34,200	1,342,100
	河川水路手数料	36,500	36,500	0	0
	消防手数料	15,012,500	15,012,500	0	0
	消防手数料	15,012,500	15,012,500	0	0

工) 14款 国庫支出金 (1/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	国庫支出金	81,817,800,768	80,078,568,768	0	1,739,232,000
	国庫負担金	16,310,410,760	15,100,407,760	0	1,210,003,000
	民生費国庫負担金	13,403,437,689	13,403,437,689	0	0
	社会福祉費国庫負担金	2,281,367,652	2,281,367,652	0	0
	児童福祉費国庫負担金	5,417,312,266	5,417,312,266	0	0
	非被用者児童手当国庫負担金	0	0	0	0
	生活保護費国庫負担金	5,608,710,000	5,608,710,000	0	0
	保険基盤安定国庫負担金	96,047,771	96,047,771	0	0
	小学校終了前特例給付国庫負担金	0	0	0	0
	衛生費国庫負担金	23,387,071	23,387,071	0	0
	保健衛生費国庫負担金	23,387,071	23,387,071	0	0
	土木費国庫負担金	84,100,000	84,100,000	0	0
	都市計画費国庫負担金	84,100,000	84,100,000	0	0
	教育費国庫負担金	40,652,000	24,166,000	0	16,486,000
	小学校費国庫負担金	6,505,000	6,505,000	0	0
	中学校費国庫負担金	34,147,000	17,661,000	0	16,486,000
	災害復旧費国庫負担金	2,758,834,000	1,565,317,000	0	1,193,517,000

工) 14款 国庫支出金 (2/3)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	小学校災害復旧費国庫負担金	191,812,000	168,448,000	0	23,364,000
	中学校災害復旧費国庫負担金	83,232,000	83,232,000	0	0
	給食施設災害復旧費国庫負担金	135,143,000	135,143,000	0	0
	公共土木施設災害復旧費国庫負担金	2,348,647,000	1,178,494,000	0	1,170,153,000
	国庫補助金	65,033,915,881	64,504,686,881	0	529,229,000
	総務費国庫補助金	50,697,526,000	50,695,633,000	0	1,893,000
	総務管理費国庫補助金	13,855,000	13,855,000	0	0
	原子力災害避難住民等交流事業費補助金	97,842,000	97,842,000	0	0
	東日本大震災復興交付金	50,580,407,000	50,580,407,000	0	0
	災害復旧費国庫補助金	5,422,000	3,529,000	0	1,893,000
	民生費国庫補助金	515,634,000	515,634,000	0	0
	社会福祉費国庫補助金	105,765,000	105,765,000	0	0
	児童福祉費国庫補助金	145,821,000	145,821,000	0	0
	生活保護費国庫補助金	30,109,000	30,109,000	0	0
	婦人保護費国庫補助金	1,330,000	1,330,000	0	0
	災害復旧費国庫補助金	232,609,000	232,609,000	0	0
	衛生費国庫補助金	11,215,073,881	11,215,073,881	0	0
	保健衛生費国庫補助金	161,560,358	161,560,358	0	0
	清掃費国庫補助金	11,053,513,523	11,053,513,523	0	0
	農林水産業費国庫補助金	18,045,000	10,255,000	0	7,790,000
	林業費国庫補助金	16,109,000	8,319,000	0	7,790,000
	農業費国庫補助金	1,936,000	1,936,000	0	0
	土木費国庫補助金	652,728,000	408,174,000	0	244,554,000
	土木管理費国庫補助金	8,984,000	8,984,000	0	0
	道路橋りょう費国庫補助金	200,214,000	34,383,000	0	165,831,000
	都市計画費国庫補助金	142,150,000	116,226,000	0	25,924,000
	住宅費国庫補助金	200,909,000	176,940,000	0	23,969,000
	河川費国庫補助金	31,000,000	2,170,000	0	28,830,000
	災害復旧費国庫補助金	69,471,000	69,471,000	0	0
	消防費国庫補助金	1,025,516,000	896,081,000	0	129,435,000
	消防費国庫補助金	63,201,000	63,201,000	0	0
	災害復旧費国庫補助金	962,315,000	832,880,000	0	129,435,000
	教育費国庫補助金	909,393,000	763,836,000	0	145,557,000
	小学校費国庫補助金	169,033,000	120,007,000	0	49,026,000

工) 14款 国庫支出金 (3/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	中学校費国庫補助金	190,919,000	148,776,000	0	42,143,000
	幼稚園費国庫補助金	137,732,000	117,454,000	0	20,278,000
	社会教育費国庫補助金	52,383,000	18,273,000	0	34,110,000
	災害復旧費国庫補助金	359,326,000	359,326,000	0	0
	労働費国庫補助金	0	0	0	0
	労働諸費国庫補助金	0	0	0	0
	国庫委託金	473,474,127	473,474,127	0	0
	総務費国庫委託金	32,437,995	32,437,995	0	0
	総務管理費国庫委託金	30,931,995	30,931,995	0	0
	戸籍住民基本台帳費国庫委託金	1,506,000	1,506,000	0	0
	民生費国庫委託金	70,952,988	70,952,988	0	0
	社会福祉費国庫委託金	69,641,940	69,641,940	0	0
	児童福祉費国庫委託金	1,160,148	1,160,148	0	0
	生活保護費国庫委託金	150,900	150,900	0	0
	衛生費国庫委託金	350,788,521	350,788,521	0	0
	保健衛生費国庫委託金	7,721,181	7,721,181	0	0
	清掃費国庫委託金	343,067,340	343,067,340	0	0
	教育費国庫委託金	19,294,623	19,294,623	0	0
	社会教育費国庫委託金	19,294,623	19,294,623	0	0

才) 15款 県支出金 (1/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	県支出金	21,739,330,807	18,532,554,101	0	3,206,776,706
	県負担金	10,413,122,536	7,736,833,442	0	2,676,289,094
	民生費県負担金	10,395,537,936	7,719,248,842	0	2,676,289,094
	社会福祉費県負担金	1,080,927,681	1,080,927,681	0	0
	保険基盤安定県負担金	1,440,075,282	1,440,075,282	0	0
	児童福祉費県負担金	838,557,497	838,557,497	0	0
	非被用者児童手当県負担金	0	0	0	0
	小学校修了前特例給付県負担金	0	0	0	0
	災害救助費県負担金	7,035,977,476	4,359,688,382	0	2,676,289,094
	衛生費県負担金	1,952,850	1,952,850	0	0
	保健衛生費県負担金	1,952,850	1,952,850	0	0
	農林水産業県費負担金	15,631,750	15,631,750	0	0

才) 15款 県支出金 (2/3)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	農業費県負担金	15,631,750	15,631,750	0	0
	県補助金	10,648,164,896	10,117,677,284	0	530,487,612
	民生費県補助金	1,383,285,561	1,383,285,561	0	0
	社会福祉費県補助金	818,738,782	818,738,782	0	0
	児童福祉費県補助金	510,926,779	510,926,779	0	0
	災害復旧費県補助金	53,620,000	53,620,000	0	0
	衛生費県補助金	500,796,559	500,796,559	0	0
	保健衛生費県補助金	368,613,506	368,613,506	0	0
	清掃費県補助金	132,183,053	132,183,053	0	0
	労働費県補助金	1,978,484,641	1,978,484,641	0	0
	緊急雇用創出基金事業費県補助金	1,894,803,709	1,894,803,709	0	0
	労働諸費県補助金	83,680,932	83,680,932	0	0
	農林水産業費県補助金	879,952,504	530,931,892	0	349,020,612
	農業費県補助金	338,617,739	205,949,739	0	132,668,000
	林業費県補助金	228,198,543	144,801,103	0	83,397,440
	災害復旧費県補助金	313,136,222	180,181,050	0	132,955,172
	商工費県補助金	9,834,864	9,834,864	0	0
	商工費県補助金	9,834,864	9,834,864	0	0
	土木費県補助金	238,307,000	111,638,000	0	126,669,000
	土木管理費県補助金	640,000	640,000	0	0
	都市計画費県補助金	8,672,000	8,672,000	0	0
	道路橋りょう費県補助金	57,120,000	2,100,000	0	55,020,000
	改良復旧費県補助金	171,875,000	100,226,000	0	71,649,000
	消防費県補助金	4,905,517,083	4,905,517,083	0	0
	消防費県補助金	4,905,517,083	4,905,517,083	0	0
	教育費県補助金	304,076,684	296,767,684	0	7,309,000
	学校教育費県補助金	0	0	0	0
	小学校費県補助金	112,600,000	112,600,000	0	0
	中学校費県補助金	118,504,000	118,504,000	0	0
	保健体育費県補助金	20,393,684	20,393,684	0	0
	社会教育費県補助金	8,002,000	693,000	0	7,309,000
	幼稚園費県補助金	44,577,000	44,577,000	0	0
	石油貯蔵施設立地対策費県補助金	64,598,000	64,598,000	0	0
	石油貯蔵施設立地対策費県補助金	64,598,000	64,598,000	0	0

才) 15款 県支出金 (3/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	電源立地地域対策費県補助金	160,420,000	112,931,000	0	47,489,000
	市町村電源立地地域対策費県交付金	104,261,000	104,261,000	0	0
	電源立地促進対策費県交付金	56,159,000	8,670,000	0	47,489,000
	総務費県補助金	222,892,000	222,892,000	0	0
	総務管理費県補助金	3,255,000	3,255,000	0	0
	福島県ブランドイメージ回復支援市町村交付金	219,637,000	219,637,000	0	0
	県委託金	678,043,375	678,043,375	0	0
	総務費県委託金	615,942,286	615,942,286	0	0
	総務管理費県委託金	9,457,969	9,457,969	0	0
	徴税費県委託金	504,001,762	504,001,762	0	0
	選挙費県委託金	92,527,955	92,527,955	0	0
	統計調査費県委託金	9,954,600	9,954,600	0	0
	衛生費県委託金	31,225,504	31,225,504	0	0
	保健衛生費県委託金	31,225,504	31,225,504	0	0
	商工費県委託金	25,991,153	25,991,153	0	0
	商工費県委託金	25,991,153	25,991,153	0	0
	土木費県委託金	4,884,432	4,884,432	0	0
	土木管理費県委託金	0	0	0	0
	河川費県委託金	4,884,432	4,884,432	0	0

力) 16款 財産収入 (1/2)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産収入		726,848,440	494,012,009	0	232,836,431
	財産運用収入	93,063,128	92,554,917	0	508,211
	財産貸付収入	39,104,069	38,595,858	0	508,211
	土地貸付収入	22,269,490	21,761,279	0	508,211
	建物貸付収入	5,867,994	5,867,994	0	0
	使用料及び賃貸料	10,966,585	10,966,585	0	0
	利子及び配当金	8,334,154	8,334,154	0	0
	利子及び配当金	8,334,154	8,334,154	0	0
	基金運用利子	45,624,905	45,624,905	0	0
	利子及び配当金	45,624,905	45,624,905	0	0
	財産売払収入	633,785,312	401,457,092	0	232,328,220
	不動産売払収入	138,704,911	36,430,950	0	102,273,961

力) 16款 財産収入 2/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	土地売払収入	35,753,223	35,753,223	0	0
	建物売払収入	102,720,945	446,984	0	102,273,961
	その他の不動産売払収入	230,743	230,743	0	0
	物品売払収入	495,080,401	365,026,142	0	130,054,259
	物品売払収入	495,080,401	365,026,142	0	130,054,259

キ) 20款 諸収入 (1/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
諸収入		12,841,854,079	11,047,368,898	23,000	1,794,462,181
延滞金、加算金及び過料		159,386,202	159,062,902	0	323,300
	延滞金	159,062,902	159,062,902	0	0
	延滞金	159,062,902	159,062,902	0	0
	加算金	323,300	0	0	323,300
	加算金	323,300	0	0	323,300
	過料	0	0	0	0
	過料	0	0	0	0
市預金利子		3,773,526	3,773,526	0	0
	市預金利子	3,773,526	3,773,526	0	0
	市預金利子	3,773,526	3,773,526	0	0
貸付金元利収入		5,985,963,135	5,963,590,377	0	22,372,758
	民生費貸付金元利収入	22,450,410	12,128,752	0	10,321,658
	元金	21,542,126	12,084,532	0	9,457,594
	利子	908,284	44,220	0	864,064
	衛生費貸付金元利収入	140,588,000	140,588,000	0	0
	元金	140,000,000	140,000,000	0	0
	利子	588,000	588,000	0	0
	労働費貸付金元利収入	37,759,000	37,759,000	0	0
	元金	37,759,000	37,759,000	0	0
	農林水産業費貸付金元利収入	280,000,000	280,000,000	0	0
	元金	280,000,000	280,000,000	0	0
	利子	0	0	0	0
	商工費貸付金元利収入	5,426,800,000	5,426,800,000	0	0
	元金	5,426,800,000	5,426,800,000	0	0
	土木費貸付金元利収入	15,064,000	15,064,000	0	0

キ) 20款 諸収入 (2/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	元金	15,064,000	15,064,000	0	0
	教育費貸付金元利収入	63,301,725	51,250,625	0	12,051,100
	元金	63,301,725	51,250,625	0	12,051,100
	受託事業収入	59,658,717	59,658,717	0	0
	総務費受託事業収入	411,365	411,365	0	0
	選挙費受託事業収入	411,365	411,365	0	0
	衛生費受託事業収入	58,658,380	58,658,380	0	0
	保健衛生費受託事業収入	58,658,380	58,658,380	0	0
	農林水産業費受託事業収入	588,972	588,972	0	0
	農業費受託事業収入	588,972	588,972	0	0
	土木費受託事業収入	0	0	0	0
	土木管理費受託事業収入	0	0	0	0
	鉅害復旧対策事業受託事業収入	0	0	0	0
	収益事業収入	350,000,000	350,000,000	0	0
	競輪事業収入	350,000,000	350,000,000	0	0
	競輪事業収入	350,000,000	350,000,000	0	0
	雑入	6,283,072,499	4,511,283,376	23,000	1,771,766,123
	滞納処分費	173,836	173,836	0	0
	滞納処分費	173,836	173,836	0	0
	弁償金	139,680	139,680	0	0
	弁償金	139,680	139,680	0	0
	違約金及び延滞利息	383,100	325,350	0	57,750
	違約金及び延滞利息	383,100	325,350	0	57,750
	雑入	4,562,260,502	2,764,871,518	23,000	1,760,341,373
	軽自動車標識再交付弁償金	700	700	0	0
	児童福祉納付金	496,800	496,800	0	0
	小学校納付金	7,135,060	7,135,060	0	0
	中学校納付金	3,907,240	3,907,240	0	0
	幼稚園納付金	195,000	195,000	0	0
	保健体育実費徴収金	1,361,313,353	1,308,266,732	0	53,046,621
	転貸地貸付収入	18,466,933	15,726,696	0	2,740,237
	転貸建物貸付収入	8,107,506	8,107,506	0	0
	授産事業収入	7,643,440	7,643,440	0	0
	企業会計退職手当負担金	166,215,738	166,215,738	0	0

キ) 20款 諸収入 (3/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	生活習慣病予防検診交付金	20,497,350	20,497,350	0	0
	市民交通災害共済組合事務交付金	3,467,000	3,467,000	0	0
	災害共済配分金	34,334	34,334	0	0
	保険料被保険者負担金	7,235,867	7,235,867	0	0
	都市計画図売払収入	793,200	793,200	0	0
	原子力発電施設等周辺地域交付金	37,021,611	37,021,611	0	0
	ふくしま電源地域振興支援事業補助金	10,000,000	10,000,000	0	0
	図録売払代金	889,880	889,880	0	0
	刊行物売払収入	113,240	113,240	0	0
	広告収入	5,433,222	5,433,222	0	0
	老人保健支払基金交付金	111	111	0	0
	老人保健返納金	21,963,487	21,963,487	0	0
	雑入	2,583,266,731	878,689,216	23,000	1,704,554,515
	小児インフルエンザ予防接種助成事業費支援金	103,567,118	103,567,118	0	0
	新たな難視対策事業費補助事業助成金	3,990,000	3,990,000	0	0
	後期高齢者医療療養給付費償還金	173,021,031	173,021,031	0	0
	双葉地方広域市町村圏組合し尿処理負担金	16,552,500	16,552,500	0	0
	狂犬病予防注射普及支援事業助成金	929,050	929,050	0	0
	介護給付等事業費収入	3,000	0	0	3,000
	過年度収入	1,720,115,381	1,708,751,381	0	0
	国県支出金過年度収入	1,720,115,381	1,708,751,381	0	11,364,000

※諸収入のうち、(節) 雑入の収入未済額内訳

(単位：円)

科 目	収入未済額	所 管
老人福祉電話本人負担分(過年度分)	1,913	内郷・好間・三和地区保健福祉センター
児童扶養手当過年度分返納金	11,154,810	児童家庭課
一時預かり事業負担金	367,000	児童家庭課
児童手当過年度分返納金	260,000	児童家庭課
生活保護費返還金	184,301,472	保健福祉課
生活保護費過年度分返納金	9,005,703	保健福祉課
その他の雑入	19,740,392	廃棄物対策課
その他の雑入	15,000	内郷・好間・三和地区保健福祉センター
その他の雑入(過年度分)	1,462,197,109	廃棄物対策課
その他の雑入(過年度分)	1,806,850	林務課
その他の雑入(過年度分)	34,000	保健福祉部平地区保健福祉センター
その他の雑入(過年度分)	100,400	保健福祉部小名浜地区保健福祉センター
その他の雑入(過年度分)	15,000	保健福祉部勿来・田人地区保健福祉センター
その他の雑入(過年度分)	90,000	保健福祉部常磐・遠野地区保健福祉センター
その他の雑入(過年度分)	21,666	保健福祉部内郷・好間・三和地区保健福祉センター
子ども手当返納金(過年度分)	169,000	児童家庭課
工場等立地奨励金返還金(過年度分)	15,274,200	産業・港湾振興課
計	1,704,554,515	

④平成24年度の特別会計の歳入状況（不納欠損額、収入未済額）

※不納欠損額及び収入未済額がない特別会計については省略している。

ア) 国民健康保険事業 (1/3)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 国民健康保険税	11,348,656,987	7,080,090,820	475,218,153	3,805,955,152
国民健康保険税	10,550,301,172	6,471,765,150	445,522,765	3,645,072,966
一般被保険者国民健康保険税	10,550,301,172	6,471,765,150	445,522,765	3,645,072,966
医療給付費分現年課税分	4,558,435,613	3,959,344,484	23,600	607,172,761
後期高齢者支援金分現年課税分	1,460,644,005	1,267,134,687	7,400	195,858,085
介護納付金分現年課税分	509,216,695	421,171,648	2,900	88,787,258
医療給付費分滞納繰越分	2,958,721,462	590,607,522	393,001,979	1,975,773,474
後期高齢者支援金分滞納繰越分	649,036,062	150,488,816	5,485,944	493,205,841
介護納付金分滞納繰越分	414,247,335	83,017,993	47,000,942	284,275,547
退職被保険者等国民健康保険税	798,305,815	510,663,765	29,695,388	160,882,186
医療給付費分現年課税分	370,440,287	348,680,627	0	22,129,624
後期高齢者支援金分現年課税分	121,082,695	113,977,220	0	7,221,737
介護納付金分現年課税分	103,829,905	97,759,665	0	6,169,204
医療給付費分滞納繰越分	141,722,866	31,760,698	25,985,654	83,984,405
後期高齢者支援金分滞納繰越分	28,241,017	7,965,798	291,326	19,986,176
介護納付金分滞納繰越分	32,989,045	8,181,662	3,418,408	21,391,040
2. 使用料及び手数料	29,614,300	5,773,200	1,766,900	22,089,900
手数料	29,614,300	5,773,200	1,766,900	22,089,900
督促手数料	29,614,300	5,773,200	1,766,900	22,089,900
手数料	29,614,300	29,614,300	1,766,900	22,089,900
3. 国庫支出金	14,217,880,769	14,217,880,769	0	0
国庫負担金	7,123,862,769	7,123,862,769	0	0
療養給付費等負担金	6,909,304,906	6,909,304,906	0	0
現年度分	6,909,304,906	6,909,304,906	0	0
過年度分	0	0	0	0
高額医療費共同事業国庫負担金	174,114,863	174,114,863	0	0
高額医療共同事業国庫負担金	174,114,863	174,114,863	0	0
特定健康診査等国庫負担金	40,443,000	40,443,000	0	0
特定健康診査等国庫負担金	40,443,000	40,443,000	0	0
国庫補助金	7,094,018,000	7,094,018,000	0	0
財政調整交付金	7,094,018,000	7,094,018,000	0	0
普通調整交付金	2,332,559,000	2,332,559,000	0	0
特別調整交付金	4,737,347,000	4,737,347,000	0	0
出産育児一時金国庫補助金	300,000	300,000	0	0
国民健康保険災害臨時特例補助金	23,812,000	23,812,000	0	0

ア) 国民健康保険事業 (2/3)

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
4. 県支出金	2,174,125,714	2,174,125,714	0	0
県負担金	214,557,863	214,557,863	0	0
高額医療費共同事業集負担金	174,114,863	174,114,863	0	0
高額医療費共同事業果負担金	174,114,863	174,114,863	0	0
特定健康診査等県負担金	40,443,000	40,443,000	0	0
特定健康診査等県負担金	40,443,000	40,443,000	0	0
県補助金	1,959,567,851	1,959,567,851	0	0
県財政調整交付金	1,959,567,851	1,959,567,851	0	0
県財政調整交付金	1,952,145,851	1,952,145,851	0	0
被災者健康支援体制整備事業費県補助金	7,422,000	7,422,000	0	0
5. 療養給付費交付金	2,665,937,000	2,665,937,000	0	0
療養給付費交付金	2,665,937,000	2,665,937,000	0	0
療養給付費等負担金	2,665,937,000	2,665,937,000	0	0
現年度分	2,665,937,000	2,665,937,000	0	0
過年度分	0	0	0	0
6. 前期高齢者交付金	8,497,726,385	8,497,726,385	0	0
前期高齢者交付金	8,497,726,385	8,497,726,385	0	0
前期高齢者交付金	8,497,726,385	8,497,726,385	0	0
現年度分	8,497,726,385	8,497,726,385	0	0
7. 共同事業交付金	4,578,872,015	4,578,872,015	0	0
共同事業交付金	4,578,872,015	4,578,872,015	0	0
共同事業交付金	842,330,724	842,330,724	0	0
共同事業交付金	842,330,724	842,330,724	0	0
保険財政共同安定化事業交付金	3,736,541,291	3,736,541,291	0	0
保険財政共同安定化事業交付金	3,736,541,291	3,736,541,291	0	0
8. 財産収入	85,641	85,641	0	0
財産運用収入	85,641	85,641	0	0
利子及び配当金	85,641	85,641	0	0
利子及び配当金	85,641	85,641	0	0
9. 繰入金	2,514,214,406	2,514,214,406	0	0
他会計繰入金	2,514,214,406	2,514,214,406	0	0
一般会計繰入金	695,962,344	695,962,344	0	0
一般会計繰入金	695,962,344	695,962,344	0	0
保健基盤安定繰入金	1,379,626,062	1,379,626,062	0	0

ア) 国民健康保険事業 (3/3)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	国民健康保険事業財政安定化支援事業繰入金	438,626,000	438,626,000	0	0
	基金繰入金	0	0	0	0
	国民健康保険基金繰入金	0	0	0	0
	国民健康保険基金繰入金	0	0	0	0
10.	繰越金	1,455,020,447	1,455,020,447	0	0
	繰越金	1,455,020,447	1,455,020,447	0	0
	繰越金	1,455,020,447	1,455,020,447	0	0
	前年度繰越金	1,455,020,447	1,455,020,447	0	0
11.	諸収入	168,790,285	167,852,877	0	937,408
	延滞金、加算金及び過料	126,712,826	126,712,826	0	0
	一般被保険者延滞金	121,215,108	121,215,108	0	0
	一般被保険者延滞金	121,215,108	121,215,108	0	0
	退職被保険者等延滞金	5,497,718	5,497,718	0	0
	退職被保険者延滞金	5,497,718	5,497,718	0	0
	一般被保険者加算金	0	0	0	0
	一般被保険者加算金	0	0	0	0
	退職被保険者等加算金	0	0	0	0
	退職被保険者等加算金	0	0	0	0
	過料	0	0	0	0
	過料	0	0	0	0
	市預金利子	0	0	0	0
	市預金利子	0	0	0	0
	市預金利子	0	0	0	0
	雑入	42,077,459	41,140,051	0	937,408
	一般被保険者第三者納付金	33,030,132	33,030,132	0	0
	損害賠償金収入	33,030,132	33,030,132	0	0
	退職被保険者等第三者納付金	0	0	0	0
	損害賠償金収入	0	0	0	0
	一般被保険者返納金	1,296,990	1,190,148	0	106,842
	返納金	1,296,990	1,190,148	0	106,842
	退職被保険者等返納金	15,587	15,587	0	0
	返納金	15,587	15,587	0	0
	雑入	7,734,750	6,904,184	0	830,566
	保険料被保険者負担金	181,937	181,937	0	0
	雑入	7,552,813	6,722,247	0	830,566
	歳入合計	47,650,923,949	43,357,579,274	476,985,053	3,828,982,460

イ) 後期高齢者医療保険事業 (1/2)

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 後期高齢者医療保険科	2,196,784,400	2,166,480,600	4,154,700	36,517,800
後期高齢者医療保険科	2,196,784,400	2,166,480,600	4,154,700	36,517,800
特別徴収保険料	1,334,298,400	1,339,798,100	0	0
特別徴収保険料	1,334,298,400	1,339,798,100	0	0
普通徴収保険料	862,486,000	826,682,500	4,154,700	36,517,800
普通徴収保険料	829,946,600	812,755,000	0	22,012,800
滞納繰越分普通徴収保険料	32,539,400	13,927,500	4,154,700	14,505,000
2. 使用料及び手数料	2,041,100	1,181,100	130,900	729,100
手数料	2,041,100	1,181,100	130,900	729,100
証明手数料	0	0	0	0
納付証明手数料	0	0	0	0
督促手数料	2,041,100	1,181,100	130,900	729,100
督促手数料	2,041,100	1,181,100	130,900	729,100
3. 繰入金	756,404,335	756,404,335	0	0
他会計繰入金	756,404,335	756,404,335	0	0
一般会計繰入金	756,404,335	756,404,335	0	0
一般会計繰入金	756,404,335	756,404,335	0	0
4. 繰越金	2,054,700	2,054,700	0	0
繰越金	2,054,700	2,054,700	0	0
繰越金	2,054,700	2,054,700	0	0
前年度繰越金	2,054,700	2,054,700	0	0
5. 諸収入	141,142,608	141,142,608	0	0
延滞金、加算金及び過料	69,761,900	69,761,900	0	0
延滞金	195,500	195,500	0	0
延滞金	195,500	195,500	0	0
過料	0	0	0	0
過料	0	0	0	0
償還金及び還付加算金	69,566,400	69,566,400	0	0
保険料還付金	69,566,400	69,566,400	0	0
保険料還付金	69,566,400	69,566,400	0	0

イ) 後期高齢者医療保険事業 (2/2)

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
市預金利子	3,830	3,830	0	0
市預金利子	3,830	3,330	0	0
市預金利子	3,830	3,330	0	0
雑入	1,814,308	1,814,308	0	0
滞納処分費	0	0	0	0
滞納処分費	0	0	0	0
弁償金	0	0	0	0
弁償金	0	0	0	0
違約金及び延納利息	0	0	0	0
違約金及び延納利息	0	0	0	0
雑入	1,814,258	1,814,308	0	0
雑入	12,800	12,800	0	0
保険料被保険者負担金	40,321	40,321	0	0
後期高齢者医療広域連合事業費補助金	1,761,137	1,761,187	0	0
歳入合計	3,028,864,573	2,997,700,773	4,285,600	37,246,900

ウ) 介護保険事業 (1/4)

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 保険料	4,317,519,000	4,124,708,800	54,415,100	145,687,000
介護保険料	4,317,519,000	4,124,708,800	54,415,100	145,687,000
第1号被保険者保険料	4,317,519,000	4,124,708,800	54,415,100	145,687,000
特別徴収保険料	3,684,969,100	3,691,644,700	0	0
普通徴収保険料	470,566,900	398,866,900	0	72,262,200
滞納繰越分普通徴収保険料	161,983,000	34,197,200	54,415,100	73,424,800
2. 使用料及び手数料	5,121,300	1,397,900	1,017,700	2,705,700
手数料	5,121,300	1,397,900	1,017,700	2,705,700
総務手数料	0	0	0	0
総務手数料	0	0	0	0
督促手数料	5,121,300	1,397,900	1,017,700	2,705,700
督促手数料	5,121,300	1,397,900	1,017,700	2,705,700
3. 国庫支出金	7,263,649,888	7,263,649,888	0	0
国庫負担金	4,686,800,033	4,686,800,033	0	0
介護給付費負担金	4,686,800,033	4,686,800,033	0	0
現年度分	4,671,679,565	4,671,679,565	0	0
過年度分	15,120,468	15,120,468	0	0
国庫補助金	2,576,849,855	2,576,849,855	0	0

ウ) 介護保険事業 (2/4)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	調整交付金	2,083,422,000	2,083,422,000	0	0
	現年度分	2,083,422,000	2,083,422,000	0	0
	過年度分	0	0	0	0
	地域支援事業交付金(介護予防事業)	65,430,000	65,430,000	0	0
	現年度分	65,430,000	65,430,000	0	0
	過年度分	0	0	0	0
	地域支援事業交付金(包括的支援等事業)	103,548,855	103,548,855	0	0
	現年度分	103,548,855	103,548,855	0	0
	過年度分	0	0	0	0
	災害臨時特例補助金	324,449,000	324,449,000	0	0
災害臨時特例補助金	324,449,000	324,449,000	0	0	
4. 支払基金交付金	7,764,768,303	7,764,768,303	0	0	
支払基金交付金	7,764,768,303	7,764,768,303	0	0	
介護給付費交付金	7,688,870,303	7,688,870,303	0	0	
現年度分	7,603,908,000	7,603,908,000	0	0	
過年度分	84,962,303	84,962,303	0	0	
地域支援事業支援交付金	75,898,000	75,898,000	0	0	
現年度分	75,898,000	75,898,000	0	0	
過年度分	0	0	0	0	
5. 県支出金	3,863,858,202	3,863,858,202	0	0	
県負担金	3,696,077,775	3,696,077,775	0	0	
介護給付費負担金	3,696,077,775	3,696,077,775	0	0	
現年度分	3,691,690,000	3,691,690,000	0	0	
過年度分	4,387,775	4,387,775	0	0	
県補助金	84,489,427	84,489,427	0	0	
地域支援事業交付金(介護予防事業)	32,715,000	32,715,000	0	0	
現年度分	32,715,000	32,715,000	0	0	
過年度分	0	0	0	0	
地域支援事業交付金(包括的支援等事業)	51,774,427	51,774,427	0	0	
現年度分	51,774,427	51,774,427	0	0	
過年度分	0	0	0	0	
財政安定化基金支出金	83,291,000	83,291,000	0	0	
交付金	83,291,000	83,291,000	0	0	
財政安定化基金特例交付金	83,291,000	83,291,000	0	0	

ウ) 介護保険事業 (3/4)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
6. 財産収入	725,074	725,074	0	0
財産運用収入	725,074	725,074	0	0
利子及び配当金	725,074	725,074	0	0
利子及び配当金	725,074	725,074	0	0
7. 繰入金	4,432,511,825	4,432,511,825	0	0
一般会計繰入金	3,615,505,825	3,615,505,825	0	0
一般会計繰入金	372,309,029	372,309,029	0	0
職員人件費繰入金	74,395,446	74,395,446	0	0
事務費繰入金	297,913,583	297,913,583	0	0
介護給付費繰入金	3,162,068,332	3,162,068,332	0	0
介護給付費繰入金	3,162,068,332	3,162,068,332	0	0
地域支援事業費繰入金(介護予防事業)	31,231,264	31,231,264	0	0
地域支援事業費繰入金(介護予防事業)	31,231,264	31,231,264	0	0
地域支援事業費繰入金(包括的支援等事業)	49,897,200	49,897,200	0	0
地域支援事業費繰入金(包括的支援等事業)	49,897,200	49,897,200	0	0
基金繰入金	817,006,000	817,006,000	0	0
介護給付費準備基金繰入金	817,006,000	817,006,000	0	0
介護給付費準備基金繰入金	817,006,000	817,006,000	0	0
8. 繰越金	712,902,887	712,902,887	0	0
繰越金	712,902,887	712,902,887	0	0
繰越金	712,902,887	712,902,887	0	0
繰越金	712,902,887	712,902,887	0	0
9. 諸収入	20,378,999	7,932,363	0	12,446,636
延滞金、加算金及び過料	0	0	0	0
第一号被保険者延滞金	0	0	0	0
第一号被保険者延滞金	0	0	0	0
過料	0	0	0	0
過料	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0
雑入	20,378,999	7,932,363	0	12,446,636
第三者納付金	0	0	0	0
第三者納付金	0	0	0	0

ウ) 介護保険事業 (4/4)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	雑入	5,744,928	469,388	0	5,275,540
	雑入	5,361,382	85,842	0	5,275,540
	保険料被保険者負担金	347,266	347,266	0	0
	後見等申立実費徴収金	7,400	7,400	0	0
	地域支援事業サービス利用料	28,880	28,880	0	0
	返納金	14,634,071	7,462,975	0	7,171,096
	返納金	14,634,071	7,462,975	0	7,171,096
歳入合計		28,381,435,478	28,172,455,242	55,432,800	160,839,336

エ) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1.	繰入金	17,622,934	17,622,934	0	0
	一般会計繰入金	17,622,934	17,622,934	0	0
	一般会計繰入金	17,622,934	17,622,934	0	0
	一般会計繰入金	17,622,934	17,622,934	0	0
2.	繰越金	30,120,938	30,120,938	0	0
	繰越金	30,120,938	30,120,938	0	0
	繰越金	30,120,938	30,120,938	0	0
	前年度繰越金	30,120,938	30,120,938	0	0
3.	諸収入	144,623,923	68,755,963	0	75,867,960
	貸付金元利収入	144,623,046	68,755,086	0	75,867,960
	母子寡婦福祉資金貸付元利収入	144,623,046	68,755,086	0	75,867,960
	元金	143,357,187	68,484,995	0	74,872,192
	利子	1,265,859	270,091	0	995,768
	市預金利子	877	877	0	0
	市預金利子	877	877	0	0
	市預金利子	877	877	0	0
	雑入	0	0	0	0
	違約金及び延滞利息	0	0	0	0
	違約金	0	0	0	0
4.	市債	33,160,000	33,160,000	0	0
	市債	33,160,000	33,160,000	0	0
	母子寡婦福祉資金貸付事業債	33,160,000	33,160,000	0	0
	母子寡婦福祉資金貸付事業債	33,160,000	33,160,000	0	0
歳入合計		225,527,795	149,659,835	0	75,867,960

才) 土地区画整理事業

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 分担金及び負担金	1,462,243,000	646,409,000	0	815,834,000
負担金	1,462,243,000	646,409,000	0	815,834,000
土地区画整理費負担金	1,462,243,000	646,409,000	0	815,834,000
土地区画整理費負担金	1,462,243,000	646,409,000	0	815,834,000
2. 国庫支出金	337,184,000	231,142,000	0	106,042,000
国庫補助金	268,119,000	162,077,000	0	106,042,000
土地区画整理費国庫補助金	268,119,000	162,077,000	0	106,042,000
土地区画整理費国庫補助金	268,119,000	162,077,000	0	106,042,000
国庫負担金	69,065,000	69,065,000	0	0
土地区画整理費国庫負担金	55,700,000	55,700,000	0	0
土地区画整理費国庫負担金	55,700,000	55,700,000	0	0
土木費国庫補助金	13,365,000	13,365,000	0	0
土木費国庫補助金	13,365,000	13,365,000	0	0
3. 繰入金	2,353,110,086	2,353,110,086	0	0
他会計繰入金	1,452,789,092	1,452,789,092	0	0
一般会計繰入金	1,452,789,092	1,452,789,092	0	0
一般会計繰入金	1,452,789,092	1,452,789,092	0	0
基金繰入金	900,320,994	900,320,994	0	0
東日本大震災復興交付金基金繰入金	900,320,994	900,320,994	0	0
4. 繰越金	199,764,661	199,764,661	0	0
繰越金	199,764,661	199,764,661	0	0
繰越金	199,764,661	199,764,661	0	0
繰越金	199,764,661	199,764,661	0	0
5. 諸収入	436,934,586	436,934,586	0	0
保留地処分金	436,895,979	436,895,979	0	0
保留地処分金	436,895,979	436,895,979	0	0
保留地処分金	436,895,979	436,895,979	0	0
雑入	38,607	38,607	0	0
雑入	38,607	38,607	0	0
雑入	38,607	38,607	0	0
6. 市債	623,324,000	623,324,000	0	0
市債	623,324,000	623,324,000	0	0
土地区画整理債	623,324,000	623,324,000	0	0
土地区画整理債	623,324,000	623,324,000	0	0
歳入合計	5,412,560,333	4,490,684,333	0	921,876,000

カ) 下水道事業 (1/2)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 分担金及び負担金	209,007,460	164,945,620	4,199,330	39,872,510
負担金	209,007,460	164,945,620	4,199,330	39,872,510
下水道事業費負担金	209,007,460	164,945,620	4,199,330	39,872,510
下水道事業費負担金	209,007,460	164,945,620	4,199,330	39,872,510
2. 使用料及び手数料	2,988,145,295	2,913,435,122	4,061,151	70,944,903
使用料	2,987,371,595	2,913,287,222	4,005,751	70,374,503
下水道使用料	2,987,371,595	2,913,287,222	4,005,751	70,374,503
下水道使用料	2,987,371,595	2,913,287,222	4,005,751	70,374,503
手数料	773,700	147,900	55,400	570,400
下水道手数料	773,700	147,900	55,400	570,400
受益者負担金手数料	773,700	147,900	55,400	570,400
3. 国庫支出金	3,223,650,000	25,125,536,000	0	711,114,000
国庫補助金	2,225,232,000	1,826,795,000	0	398,437,000
下水道事業費国庫補助金	2,225,232,000	1,826,795,000	0	398,437,000
下水道建設費国庫補助金	1,299,691,000	930,418,000	0	369,273,000
浄化センター建築費補助金	925,541,000	896,377,000	0	29,164,000
国庫負担金	998,418,000	685,741,000	0	312,677,000
災害復旧費国庫負担金	998,418,000	685,741,000	0	312,677,000
下水道施設災害復旧費国庫負担金	998,418,000	685,741,000	0	312,677,000
4. 県支出金	42,668,149	35,092,435	0	7,575,714
県補助金	42,668,149	35,092,435	0	7,575,714
下水道事業費県補助金	42,668,149	35,092,435	0	7,575,714
下水道建設費県補助金	25,654,801	18,609,337	0	7,045,464
浄化センター建設費県補助金	17,013,348	16,483,098	0	530,250
5. 繰入金	3,818,292,819	3,818,292,819	0	0
他会計繰入金	3,818,292,819	3,818,292,819	0	0
一般会計繰入金	3,770,371,369	3,770,371,869	0	0
一般会計繰入金	3,770,371,369	3,770,371,869	0	0
基金繰入金	42,920,950	42,920,950	0	0
東日本大震災復興交付金基金繰入金	42,920,950	42,920,950	0	0
東日本大震災復興交付金基金繰入金	42,920,950	42,920,950	0	0
6. 諸収入	12,900	12,900	0	0
延滞金	12,900	12,900	0	0
延滞金	12,900	12,900	0	0

カ) 下水道事業 (2/2)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	延滞金	12,900	12,900	0	0
	雑入	11,471,631	10,988,631	0	483,000
	雑入	11,471,631	10,988,631	0	483,000
	雑入	11,471,631	10,988,631	0	483,000
7.	市債	3,979,300,000	3,979,300,000	0	0
	市債	3,979,300,000	3,979,300,000	0	0
	下水道事業債	3,938,800,000	3,938,800,000	0	0
	下水道建設債	1,527,400,000	1,527,400,000	0	0
	浄化センター建設債	759,000,000	759,000,000	0	0
	資本費平準化償債	1,100,000,000	1,100,000,000	0	0
	公的資金借換債	552,400,000	552,400,000	0	0
	災害復旧事業債	40,500,000	40,500,000	0	0
	下水道施設災害復旧費	40,500,000	40,500,000	0	0
8.	繰越金	746,588,365	746,588,365	0	0
	繰越金	746,588,365	746,588,365	0	0
	繰越金	746,588,365	746,588,365	0	0
	前年度繰越金	746,588,365	746,588,365	0	0
	歳入合計	15,014,136,619	14,176,191,892	8,260,481	829,990,127

キ) 中央卸売市場事業 (1/2)

(単位：円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1.	使用料及び手数料	193,188,486	191,931,323	0	1,257,163
	使用料	193,188,386	191,931,323	0	1,257,063
	中央卸売市場使用料	193,188,386	191,931,323	0	1,257,063
	市場使用料	86,080,420	86,080,420	0	0
	施設使用料	107,107,966	105,850,903	0	1,257,063
	手数料	100	0	0	100
	中央卸売市場手数料	100	0	0	100
	手数料	100	0	0	100
2.	繰入金	6,805,817	6,805,817	0	0
	他会計繰入金	6,805,817	6,805,817	0	0
	一般会計繰入金	6,805,817	6,805,817	0	0
	一般会計繰入金	6,805,817	6,805,817	0	0
3.	諸収入	85,875,007	85,599,584	0	275,423

キ) 中央卸売市場事業 (2/2)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
雑入	85,875,007	85,599,584	0	275,423
雑入	85,875,007	85,599,584	0	275,423
雑入	85,875,007	85,599,584	0	275,423
市預金利子	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0
4. 市債	69,500,000	69,500,000	0	0
市債	69,500,000	69,500,000	0	0
震災減収対策企業債	65,200,000	65,200,000	0	0
震災減収対策企業債	65,200,000	65,200,000	0	0
中央卸売市場事業債	4,300,000	4,300,000	0	0
中央卸売市場災害復旧債	4,300,000	4,300,000	0	0
5. 国庫支出金	1,682,000	0	0	1,682,000
国庫補助金	1,682,000	0	0	1,682,000
農林水産業費国庫補助金	1,682,000	0	0	1,682,000
中央卸売市場費国庫補助金	1,682,000	0	0	1,682,000
6. 繰越金	17,897,360	17,897,360	0	0
繰越金	17,897,360	17,897,360	0	0
繰越金	17,897,360	17,897,360	0	0
前年度繰越金	17,897,360	17,897,360	0	0
7. 県支出金	34,391,000	34,391,000	0	0
県補助金	34,391,000	34,391,000	0	0
農林水産業費県補助金	34,391,000	34,391,000	0	0
中央卸売市場費県補助金	34,391,000	34,391,000	0	0
歳入合計	409,339,670	406,125,084	0	3,214,586

ク) 競輪事業 (1/2)

(単位：円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 競輪事業収入	15,970,688,100	15,970,688,100	0	0
競輪事業収入	15,970,688,100	15,970,688,100	0	0
車券収入	15,970,688,100	15,970,688,100	0	0
車券収入	15,970,688,100	15,970,688,100	0	0
入場料	35,427,000	35,427,000	0	0
入場料	35,427,000	35,427,000	0	0

ク) 競輪事業 (2/2)

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
2. 財産収入	389,522,708	388,881,711	0	640,997
財産運用収入	389,522,708	388,881,711	0	640,997
基金運用収入	1,556,449	1,556,449	0	0
利子及び配当金	1,556,449	1,556,449	0	0
財産貸付収入	387,966,259	387,325,262	0	640,997
施設貸付収入	387,966,259	387,325,262	0	640,997
3. 繰入金	0	0	0	0
基金繰入金	0	0	0	0
いわき平競輪事業基金繰入金	0	0	0	0
いわき平競輪事業基金繰入金	0	0	0	0
4. 繰越金	451,383,729	451,383,729	0	0
繰越金	451,383,729	451,383,729	0	0
繰越金	451,383,729	451,383,729	0	0
前年度繰越金	451,383,729	451,383,729	0	0
5. 諸収入	548,792,214	544,091,392	0	4,700,822
市預金利子	15,312	15,312	0	0
市預金利子	15,312	15,312	0	0
市預金利子	15,312	15,312	0	0
雑入	548,776,902	544,076,080	0	4,700,822
雑入	548,776,902	544,076,080	0	4,700,822
雑入	548,776,902	544,076,080	0	4,700,822
歳入合計	17,395,813,751	17,390,471,932	0	5,341,819

ケ) 地域汚水処理事業 (1/2)

(単位:円)

款・項・目・節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 使用料及び手数料	86,213,120	84,648,130	76,410	1,488,580
使用料	86,213,120	84,648,130	76,410	1,488,580
施設使用料	86,213,120	84,648,130	76,410	1,488,580
汚水処理施設使用料	86,213,120	84,648,130	76,410	1,488,580
2. 繰越金	256,635,192	256,635,192	0	0
繰越金	256,635,192	256,635,192	0	0
繰越金	256,635,192	256,635,192	0	0
前年度繰越金	256,635,192	256,635,192	0	0
3. 諸収入	419,277	419,277	0	0
雑入	406,570	406,570	0	0

ケ) 地域汚水処理事業 (2/2)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	雑入	406,570	406,570	0	0
	雑入	406,570	406,570	0	0
	市預金利子	12,707	12,707	0	0
	市預金利子	12,707	12,707	0	0
	市預金利子	12,707	12,707	0	0
歳入合計		343,267,589	341,702,599	76,410	1,488,580

コ) 農業集落排水事業 (1/2)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 分担金及び負担金		32,241,200	32,241,200	0	0
	分担金	32,241,200	32,241,200	0	0
	農業集落排水事業費分担金	32,241,200	32,241,200	0	0
	農業集落排水事業費分担金	32,241,200	32,241,200	0	0
2. 使用料及び手数料		26,688,692	25,266,068	15,582	1,266,804
	使用料	26,688,692	25,266,068	15,582	1,266,804
	使用料	26,688,692	25,266,068	15,582	1,266,804
	使用料	26,688,692	25,266,068	15,582	1,266,804
	手数料	50,500	19,200	3,000	28,300
	手数料	50,500	19,200	3,000	28,300
	手数料	50,500	19,200	3,000	28,300
3. 県支出金		403,448,710	324,392,381	0	79,056,329
	県補助金	403,448,710	324,392,381	0	79,056,329
	農業集落排水事業費県補助金	383,656,310	304,599,981	0	79,056,329
	農業集落排水事業費県補助金	383,656,310	304,599,981	0	79,056,329
	農業集落排水施設災害復旧費県補助金	19,792,400	19,792,400	0	0
	農業集落排水施設災害復旧費県補助金	19,792,400	19,792,400	0	0
4. 繰入金		177,104,021	177,104,021	0	0
	他会計繰入金	177,104,021	177,104,021	0	0
	一般会計繰入金	177,104,021	177,104,021	0	0
	一般会計繰入金	177,104,021	177,104,021	0	0
5. 諸収入		8,686,315	8,686,315	0	0
	延滞金	0	0	0	0
	延滞金	0	0	0	0
	延滞金	0	0	0	0

コ) 農業集落排水事業 (2/2)

(単位:円)

款・項・目・節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	雑入	8,686,315	8,686,315	0	0
	雑入	8,686,315	8,686,315	0	0
	雑入	8,686,315	8,686,315	0	0
6.	市債	253,500,000	253,500,000	0	0
	市債	253,500,000	253,500,000	0	0
	農業集落排水事業債	252,900,000	252,900,000	0	0
	農業集落排水事業債	252,900,000	252,900,000	0	0
	災害復旧事業債	600,000	600,000	0	0
	農業集落排水施設災害復旧債	600,000	600,000	0	0
7.	繰越金	14,112,102	14,112,102	0	0
	繰越金	14,112,102	14,112,102	0	0
	繰越金	14,112,102	14,112,102	0	0
	前年度繰越金	14,112,102	14,112,102	0	0
歳入合計		915,831,540	835,321,287	158,820	80,351,433

2 市の債権について

(1) 監査対象とした債権の収入未済額等の推移

今回の監査においては、収入未済額等がある債権のうち、市の債権として、金額的・今後の想定推移・特殊性等を勘案して下記 20 債権を対象としている。

- ① 市税
- ② 保育所保育料
- ③ 公営住宅使用料
- ④ 幼稚園授業料・入園料
- ⑤ 広域農業開発事業償還金
- ⑥ 災害援護資金貸付金
- ⑦ 奨学資金貸付金
- ⑧ 学校給食納付金、スクールランチ負担金
- ⑨ 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業（求償額）
- ⑩ 工場等立地奨励金返還金
- ⑪ 国民健康保険事業（国民健康保険税）
- ⑫ 後期高齢者医療事業（後期高齢者医療保険料）
- ⑬ 介護保険事業（介護保険料）
- ⑭ 下水道事業（下水道使用料、下水道受益者負担金）
- ⑮ 母子寡婦福祉資金貸付金事業（母子寡婦福祉資金貸付金償還金）
- ⑯ 中央卸売市場事業（施設使用料）
- ⑰ 競輪事業（施設貸付収入、光熱水費）
- ⑱ 農業集落排水事業（施設使用料）
- ⑲ 水道事業（水道料金）
- ⑳ 病院事業（未収金）

これらの債権の収入未済額・不納欠損額等（各年度 3 月末日現在）の推移は以下のとおりである。

① 市 税

市税の税目別不納欠損額の年度別推移は以下のとおりである。

(単位：円)

税 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人市民税	119,582,607	73,426,547	75,919,019	101,136,329	308,534,939
現年度	116,369	391,799	14,707	53,479	108,544
滞納繰越	119,466,238	73,034,748	75,904,312	101,082,850	308,426,395
法人市民税	6,370,710	5,061,928	6,474,275	8,625,800	22,881,209
現年度	0	0	0	117,000	130,000
滞納繰越	6,370,710	5,061,928	6,474,275	8,508,800	22,751,209
固定資産税	182,773,883	171,356,990	241,785,666	496,632,231	750,668,500
現年度	7,867,170	1,482,486	8,266,000	3,004,554	1,522,310
滞納繰越	174,906,713	169,874,504	233,519,666	493,627,677	749,146,190
都市計画税	27,624,200	25,008,580	34,709,120	72,120,070	109,319,710
現年度	1,189,030	216,360	1,186,600	436,290	221,690
滞納繰越	26,435,170	24,792,220	33,522,520	71,683,780	109,098,020
軽自動車税	6,152,500	6,095,600	7,502,189	8,082,200	15,942,688
現年度	0	0	0	0	0
滞納繰越	6,152,500	6,095,600	7,502,189	8,082,200	15,942,688
特別土地保有税	2,009,260	0	0	0	0
現年度	0	0	0	0	0
滞納繰越	2,009,260	0	0	0	0
入湯税	348,750	2,636,100	1,303,050	1,318,800	6,825,800
現年度	0	0	0	0	0
滞納繰越	348,750	2,636,100	1,303,050	1,318,800	6,825,800
事業所税	929,100	929,100	2,577,400	4,074,100	8,182,200
現年度	0	0	0	0	0
滞納繰越	929,100	929,100	2,577,400	4,074,100	8,182,200
小計	345,791,010	284,514,845	370,270,719	691,989,530	1,222,355,046
現年度	9,172,569	2,090,645	9,467,307	3,611,323	1,982,544
滞納繰越	336,618,441	282,424,200	360,803,412	688,378,207	1,220,372,502
国民健康保険税	548,897,602	475,930,442	542,748,356	615,437,871	1,463,278,603
現年度	158,300	306,600	284,300	577,800	26,600
滞納繰越	548,739,302	475,623,842	542,464,056	614,860,071	1,463,252,003
総計	894,688,612	760,445,287	913,019,075	1,307,427,401	2,685,633,649
現年度	9,330,869	2,397,245	9,751,607	4,189,123	2,009,144
滞納繰越	885,357,743	758,048,042	903,267,468	1,303,238,278	2,683,624,505

② 児童福祉費負担金（保育所保育料）

保育料の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 現年度 (単位：円)

年度	収入未済額	不納欠損額
H20 年度	23,145,270	0
H21 年度	23,625,374	0
H22 年度	28,685,920	0
H23 年度	11,122,530	0
H24 年度	7,715,500	0

イ) 過年度 (単位：円)

年度	収入未済額	不納欠損額
H20 年度	45,803,635	5,018,090
H21 年度	49,875,750	4,077,110
H22 年度	53,731,284	5,587,300
H23 年度	59,398,394	4,131,510
H24 年度	51,199,234	1,386,030

ウ) 合計 (単位：円)

年度	収入未済額	不納欠損額
H20 年度	68,948,905	5,018,090
H21 年度	73,501,124	4,077,110
H22 年度	82,417,204	5,587,300
H23 年度	70,520,924	4,131,510
H24 年度	58,914,734	1,386,030

③ 住宅使用料（公営住宅使用料）

公営住宅使用料の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

（単位：円）

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	1,271,614,473	1,239,213,241	1,216,175,584	1,181,324,755	1,228,504,378
現年度	1,093,369,080	1,077,883,228	1,060,940,729	990,014,366	1,061,295,672
過年度	178,245,393	161,330,013	155,234,855	191,310,389	167,208,706
収入済額	1,104,173,532	1,075,800,591	1,016,893,942	1,006,485,354	1,071,372,246
現年度	1,067,076,660	1,047,651,717	989,367,264	947,717,378	1,021,906,142
過年度	37,096,872	28,148,874	27,526,678	58,767,976	49,466,104
不納欠損額	6,110,928	8,177,795	7,971,253	7,630,695	3,545,646
収入未済額	161,330,013	155,234,855	191,310,389	167,208,706	153,586,486
現年度	26,292,420	30,231,511	71,573,465	42,296,988	39,389,530
過年度	135,037,593	125,003,344	119,736,924	124,911,718	114,196,956
徴収率	86.83%	86.81%	83.61%	85.20%	87.21%
現年度	97.60%	97.20%	93.25%	95.73%	96.29%
過年度	20.81%	17.45%	17.73%	30.72%	29.58%

- ・ 市営住宅は公営住宅（一般向け）、その他の市営住宅（八仙団地：旧炭鉱住宅の改良住宅 460 戸）、特別市営住宅（愛宕団地：中所得者層向け）に区分される。

○区分別不納欠損額推移

ア) 住宅使用料

（単位：円）

年度	住宅使用料 （公営住宅）				その他の住宅使用料 （八仙団地）			
	人数	延人数	月数	欠損額	人数	延人数	月数	欠損額
15 年度	14	22	133	1,527,630	1	1	1	13,300
16 年度	12	22	158	1,814,352	1	4	31	505,300
17 年度	17	67	699	9,241,823	3	3	118	1,701,770
18 年度	14	33	257	4,233,744	0	0	0	0
19 年度	17	53	494	5,490,070	0	0	0	0
20 年度	22	69	645	6,110,928	0	0	0	0
21 年度	34	91	765	8,131,295	1	5	5	46,500
22 年度	29	75	548	7,002,833	3	3	4	32,420
23 年度	26	60	442	6,598,860	3	9	80	1,031,835
24 年度	14	43	369	3,545,646	0	0	0	0

年度	特別市営住宅使用料 (愛宕団地)				合 計			
	人数	延人数	月数	欠損額	人数	延人数	月数	欠損額
15年度	0	0	0	0	15	23	134	1,540,930
16年度	0	0	0	0	13	26	189	2,319,652
17年度	0	0	0	0	20	70	817	10,943,593
18年度	0	0	0	0	14	33	257	4,233,744
19年度	0	0	0	0	17	53	494	5,490,070
20年度	0	0	0	0	22	69	645	6,110,928
21年度	0	0	0	0	35	96	770	8,177,795
22年度	1	2	18	936,000	33	80	570	7,971,253
23年度	0	0	0	0	29	69	522	7,630,695
24年度	0	0	0	0	14	43	369	3,545,646

イ) 駐車場使用料、督促手数料

(単位：円)

年度	駐車場使用料				督促手数料			
	人数	延人数	月数	欠損額	人数	延人数	月数	欠損額
15年度	2	2	19	38,000	14	23	134	13,400
16年度	2	5	49	98,000	13	26	184	18,400
17年度	2	2	13	26,000	20	70	817	80,650
18年度	3	5	21	42,000	14	34	257	25,700
19年度	2	2	19	38,000	17	43	493	49,300
20年度	4	5	28	56,000	22	68	629	62,900
21年度	2	2	16	32,000	35	96	767	76,700
22年度	7	11	73	140,500	33	80	570	56,600
23年度	4	6	35	68,000	27	66	499	49,900
24年度	2	4	24	36,000	14	42	342	34,200

(注) 人 数：対象者の数を表している。

延人数：対象者の滞納年度数を加味した人数。例えば、1人の対象者について3年度にわたる滞納がある場合には延人数は3人として表している。

月 数：滞納となっている総月数を表している。

ウ) 総合計

(単位：円)

年度	合 計			
	人数	延人数	月数	欠損額
15年度	31	48	287	1,592,330
16年度	28	57	422	2,436,052
17年度	42	142	1,647	11,050,243
18年度	31	72	535	4,301,444
19年度	36	98	1,006	5,577,370
20年度	48	142	1,302	6,229,828
21年度	72	194	1,553	8,286,495
22年度	73	171	1,213	8,168,353
23年度	60	141	1,056	7,748,595
24年度	30	89	735	3,615,846

④ 幼稚園使用料（幼稚園授業料・入園料）

幼稚園授業料・入園料の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 幼稚園授業料

(単位：円)

年度	現年度		過年度	
	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額
H20年度	143,800	0	79,600	0
H21年度	92,000	0	94,600	0
H22年度	121,800	0	139,100	0
H23年度	11,200	0	101,400	60,100
H24年度	5,600	0	50,400	0

イ) 幼稚園入園料

(単位：円)

年度	現年度		過年度	
	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額
H20年度	0	0	0	0
H21年度	0	0	0	0
H22年度	0	0	0	0
H23年度	0	0	0	0
H24年度	0	0	0	0

⑤ 農業費負担金・建物売払収入・物品売払収入（広域農業開発事業償還金）

広域農業開発事業償還金の収入未済額の年度別推移は以下のとおりである。

（単位：円）

款	節	収入未済額			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
分担金及び負担金	農業費負担金	29,982,592	29,982,592	29,982,592	29,982,592
財産収入	建物売払収入	103,779,447	103,039,447	102,720,945	102,273,961
財産収入	物品売払収入	130,528,773	130,528,773	130,347,275	130,054,259
計		264,290,812	263,550,812	263,050,812	262,310,812

※不納欠損はしていない。

※広域農業開発事業償還金の詳細については、監査の結果（68 頁）を参照されたい。

⑥ 民生費貸付金元利収入（災害援護資金貸付金）

災害援護資金貸付金の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 災害援護資金貸付金元金収入

・現年度分

（単位：円）

年度	納付書作成 金額計	収入	収入未済額	不納欠損額	備考
平成20年度	1,026,161	323,577	702,584	0	
平成21年度	437,743	75,000	362,743	0	
平成22年度	262,342	46,955	215,387	0	
平成23年度	190,707	0	19,707	0	
平成24年度	11,861,865	11,710,000	151,865	0	うち、東日本大震災繰上償還 11,670,000

・過年度分

（単位：円）

年度	納付書作成 金額計	収入	収入未済額	不納欠損額	備考
平成20年度	357,338	139,359	217,979	0	
平成21年度	329,458	164,870	164,588	0	
平成22年度	477,625	297,268	180,357	0	
平成23年度	395,030	190,273	204,757	0	
平成24年度	445,481	205,627	239,854	0	

イ) 災害援護資金貸付金利息収入

・現年度分

(単位：円)

年度	納付書作成 金額計	収入	収入未済額	不納欠損額	備考
平成20年度	36,410	11,153	25,257	0	
平成21年度	101,548	3,606	97,942	0	
平成22年度	77,784	2,379	75,405	0	
平成23年度	6,171	0	6,171	0	
平成24年度	15,628	0	15,628	0	

・過年度分

(単位：円)

年度	納付書作成 金額計	収入	収入未済額	不納欠損額	備考
平成20年度	54,095	35,225	18,870	0	
平成21年度	29,710	14,714	14,996	0	
平成22年度	31,575	17,332	14,243	0	
平成23年度	23,913	14,743	9,170	0	
平成24年度	28,487	18,957	9,530	0	

災害援護資金貸付金は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、法第3条に規定する災害により被害を受け、かつ政令第4条に規定する所得が一定額以下の者に対して、いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて行う貸付事業に係わるものであり、法第11条第1項の規定により財源を福島県から借り入れて実施しているものである。

償還期限は、11年間であり、延滞の場合を除いて無利子となっている。

⑦ 教育費貸付金元利収入（奨学資金貸付金）

奨学資金貸付金の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

（単位：円）

年度	現年度		過年度	
	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額
H20 年度	1,379,500	0	5,745,929	0
H21 年度	1,934,500	0	5,829,920	0
H22 年度	2,626,500	0	6,430,600	0
H23 年度	2,826,000	0	7,514,100	0
H24 年度	3,733,000	0	8,318,100	0

⑧ 保健体育実費徴収金収入（学校給食納付金等）

学校給食納付金等の不納欠損額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 収入未済額

（単位：円）

	学校給食納付金			スクールランチ負担金		
	現年度分	過年度分	計	現年度分	過年度分	計
H20 年度	8,461,400	38,556,101	47,017,501	0	0	0
H21 年度	8,726,109	43,776,854	52,502,963	0	0	0
H22 年度	8,320,885	49,118,811	57,439,696	0	0	0
H23 年度	1,403,376	52,873,944	54,277,320	1,238,009	0	1,238,009
H24 年度	1,461,758	50,179,190	51,640,948	445,463	960,210	1,405,673

イ) 不納欠損額

（単位：円）

	学校給食納付金			スクールランチ負担金		
	現年度分	過年度分	計	現年度分	過年度分	計
H20 年度	0	0	0	0	0	0
H21 年度	0	0	0	0	0	0
H22 年度	0	0	0	0	0	0
H23 年度	0	0	0	0	0	0
H24 年度	0	0	0	0	0	0

⑨ 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業（求償額）

不適正保管廃棄物に係る原状回復事業の求償額の年度別推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

求償年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
求償額	1,400,678	1,422,649	1,442,698	1,462,466	1,482,245

※ 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業の求償額の詳細については、監査の結果（79 頁）を参照されたい。

⑩ 工場等立地奨励金返還金

工場等立地奨励金返還金の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

（単位：円）

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入未済額	15,274,200	15,274,200	15,274,200	15,274,200	15,274,200
不納欠損額	0	0	0	0	0

※工場等立地奨励金返還金の詳細については、監査の結果（83 頁）を参照されたい。

⑪ 国民健康保険事業（特別会計）

国民健康保険税については、市民税、資産税等の市税と同様に、税務課において、徴収管理を行っている。

不納欠損額の年度別推移は、36 頁のとおり。

⑫ 後期高齢者医療事業（特別会計）

後期高齢者医療事業の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 収入未済額

(単位：円)

	H20	H21	H22	H23	H24
特別徴収保険料	0	0	0	0	0
普通徴収保険料	42,173,100	26,947,600	23,567,100	16,499,000	22,012,800
滞納繰越分 普通徴収保険料	(注)	18,718,800	17,570,100	16,360,700	14,505,000
督促手数料	566,200	459,500	328,700	315,000	472,800
過年度分 督促手数料	(注)	282,800	278,800	248,300	256,300

イ) 不納欠損額

(単位：円)

	H20	H21	H22	H23	H24
特別徴収保険料	(注)	(注)	0	0	0
普通徴収保険料	(注)	(注)	0	0	0
滞納繰越分 普通徴収保険料	(注)	(注)	7,741,400	8,104,900	4,154,700
過年度分 督促手数料	(注)	(注)	130,900	181,500	130,900

(注)：後期高齢者医療制度が平成20年度開始のため発生しない。

⑬ 介護保険事業（特別会計）

介護保険事業の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

(単位：円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
不納欠損額	39,447,000	46,007,700	46,466,700	47,900,000	55,432,800
収入未済額	168,333,600	185,872,100	197,052,240	172,490,240	160,839,336

⑭ 下水道事業（特別会計）

下水道事業の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 下水道使用料

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
不納欠損額	4,259,150	5,681,341	4,426,703	3,339,527	41,005,751
収入未済額	39,885,876	43,476,645	90,528,607	96,902,676	70,374,503
(現年度)	20,607,971	24,245,439	68,867,374	60,866,462	36,961,880
(過年度)	19,277,905	19,231,206	21,661,233	36,036,214	33,412,623
徴収率	98.41%	98.24%	96.64%	96.29%	97.52%
(現年度)	99.25%	99.13%	97.53%	97.67%	98.73%
(過年度)	41.87%	37.54%	40.00%	56.50%	61.38%

イ) 下水道事業受益者負担金

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
不納欠損額	2,711,384	2,981,330	3,424,870	3,910,990	4,199,330
収入未済額	46,157,890	47,026,620	48,386,050	45,502,280	39,872,510
(現年度)	9,540,610	8,797,310	8,958,600	6,311,330	2,846,900
(過年度)	36,617,280	38,229,310	39,427,450	39,190,950	37,025,610
徴収率	78.98%	80.61%	72.50%	55.47%	78.92%
(現年度)	94.94%	95.85%	93.67%	89.92%	98.27%
(過年度)	10.77%	10.72%	8.89%	10.92%	9.22%

⑮ 母子寡婦福祉資金貸付金事業（特別会計）

母子寡婦福祉資金貸付金事業の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

(単位:円)

年度	区分	収入未済額			不納欠損額
		過年度	現年度	合計	
H20 年度	元金	44,185,684	11,292,448	55,478,132	0
	利子	842,692	74,432	917,124	0
	計	45,028,376	11,366,880	56,395,256	0
H21 年度	元金	49,064,312	13,441,852	62,506,164	0
	利子	863,225	89,899	953,124	0
	計	49,927,537	13,531,751	63,459,288	0
H22 年度	元金	55,712,117	15,237,323	70,949,440	0
	利子	877,038	106,164	983,202	0
	計	56,589,155	15,343,487	71,932,642	0
H23 年度	元金	58,941,973	14,361,966	73,303,939	0
	利子	890,219	86,732	976,951	0
	計	59,832,192	14,448,698	74,280,890	0
H24 年度	元金	60,503,594	14,368,598	74,872,192	0
	利子	874,913	120,855	995,768	0
	計	61,378,507	14,489,453	75,867,960	0

母子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度である。

⑯ 中央卸売市場事業（特別会計）

中央卸売市場事業の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

(単位:円)

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	1,580,445	1,764,762	1,567,626	1,690,266	1,532,586

※ 収入未済額の内訳は売り場等使用料・水道光熱費・電話使用料等である。

⑰ 競輪事業（特別会計）

競輪事業の収入未済額の年度別推移は以下のとおりである。

（単位：円）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
収入未済額	5,341,819	5,341,819	5,341,819	5,341,819	5,341,819

※ 旧売店業者に対する滞納家賃等の支払について、裁判で勝訴（H17 年 12 月）しているものの、現在、納入義務者 A は死亡し相続人も不明。

納入義務者 B は生活保護受給中の状況にあり、回収は困難。

※ 確定判決後 10 年の債権消滅時効の適用を検討中。

※ 不納欠損はしていない。

⑱ 農業集落排水事業（特別会計）

農業集落排水事業の収入未済額等の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 農業集落排水処理施設使用料

（単位：円）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
不納欠損額	0	0	0	2,087,988	155,820
収入未済額	436,621	778,365	1,059,765	1,152,963	1,266,804

※ H23 年度の不納欠損額は東日本大震災による減免額である。

※ H24 年度の不納欠損の属性内訳は、所在不明 7 件、生活困窮 23 件である。

イ) 農業集落排水処理施設使用料督促手数料

（単位：円）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
不納欠損額	0	0	0	0	3,000
収入未済額	7,600	15,900	22,100	26,100	28,300

※ H24 年度の不納欠損の属性内訳は、所在不明 7 件、生活困窮 23 件である。

⑩ 水道事業会計

水道事業の未収金及び不納欠損額の年度別推移は以下のとおりである。

ア) 未収金

(単位：円)

年度	上水道		簡易水道		合計	
	未納		未納		未納	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24年度	31,491	291,919,520	253	2,400,864	31,744	294,320,384
H23年度	43,641	368,174,403	335	3,310,564	43,976	371,484,967
H22年度	35,867	337,627,619	300	2,515,767	36,167	340,143,386
H21年度	28,579	269,440,514	250	2,161,943	28,829	271,602,457
H20年度	28,256	270,945,956	224	2,011,195	28,480	272,957,151

イ) 不納欠損額

(単位：円)

年度	上水道		簡易水道		合計	
	欠損		欠損		欠損	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24年度	3,207	34,417,183	23	170,854	3,230	34,588,037
H23年度	2,632	22,938,914	19	153,911	2,651	23,092,825
H22年度	2,508	20,713,583	19	78,943	2,527	20,792,526
H21年度	2,334	15,631,519	16	132,499	2,350	15,764,018
H20年度	2,169	13,058,854	45	266,545	2,214	13,325,399

※ 2年の時効経過をもって、会計上は不納欠損処理するが、時効援用のない債権は放棄せず別途管理する。

⑳ 病院事業会計

病院事業の未収金の年度別推移は以下のとおりである。

(単位：円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医業未収金	2,636,872,395	2,446,976,161	2,287,693,830	2,646,431,376	2,751,894,303
現年度分	2,568,671,097	2,403,286,779	2,248,167,220	2,611,263,162	2,727,976,969
過年度分	68,201,298	43,689,382	39,526,610	35,168,214	23,917,334
医業外未収金	143,689,917	146,151,495	165,537,964	180,615,676	140,680,676
その他未収金	20,669,771	59,137,189	267,786,536	1,334,500	665,152,390
合計	2,801,232,083	2,652,264,845	2,721,018,330	2,828,381,552	3,557,727,369

※ 医業外未収金とその他の未収金は現年度分のみである。

※ 医業外未収金には、救命救急センター・母子医療センター運営費補助金等が含まれる。

※ その他未収金の H24 年度残高には新病院建設補助金が含まれる。

(2) 市の債権の分類

上記 20 の債権は以下のとおりに分類することができる。

債権の区分	強制執行の有無	該当債権
市 税		① 市税
公債権	強制徴収が可能な債権	② 保育所保育料 ⑨ 不適正保管廃棄物に係る求償額 ⑪ 国民健康保険事業 ⑫ 後期高齢者医療事業 ⑬ 介護保険事業 ⑭ 下水道事業
私債権	強制徴収ができない債権	④ 幼稚園授業料・入園料 ③ 公営住宅使用料 ⑤ 広域農業開発事業償還金 ⑥ 災害援護資金貸付金 ⑦ 奨学資金貸付金 ⑧ 学校給食納付金 ⑩ 工場等立地奨励金返還金 ⑮ 母子寡婦福祉資金貸付金事業 ⑯ 中央卸売市場事業 ⑰ 競輪事業 ⑱ 農業集落排水事業 ⑲ 水道事業 ⑳ 病院事業

※ 公債権とは、公法上の原因により発生する債権であり、行政処分により発生し相手方の合意を要しない。

私債権とは、私法上の原因により発生する債権であり、当事者の合意により発生する。

公債権のうち、強制徴収が可能な債権とは、地方税の例により処分することができる債権であり、以下、市税は公債権として取扱う。

① 強制徴収が可能な公債権

法令又は法令に基づく行政処分により発生し、地方税法第2条によって賦課徴収する第4条又は第5条に規定する債権及び地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権として強制徴収できる債権である。

② 強制徴収ができない公債権

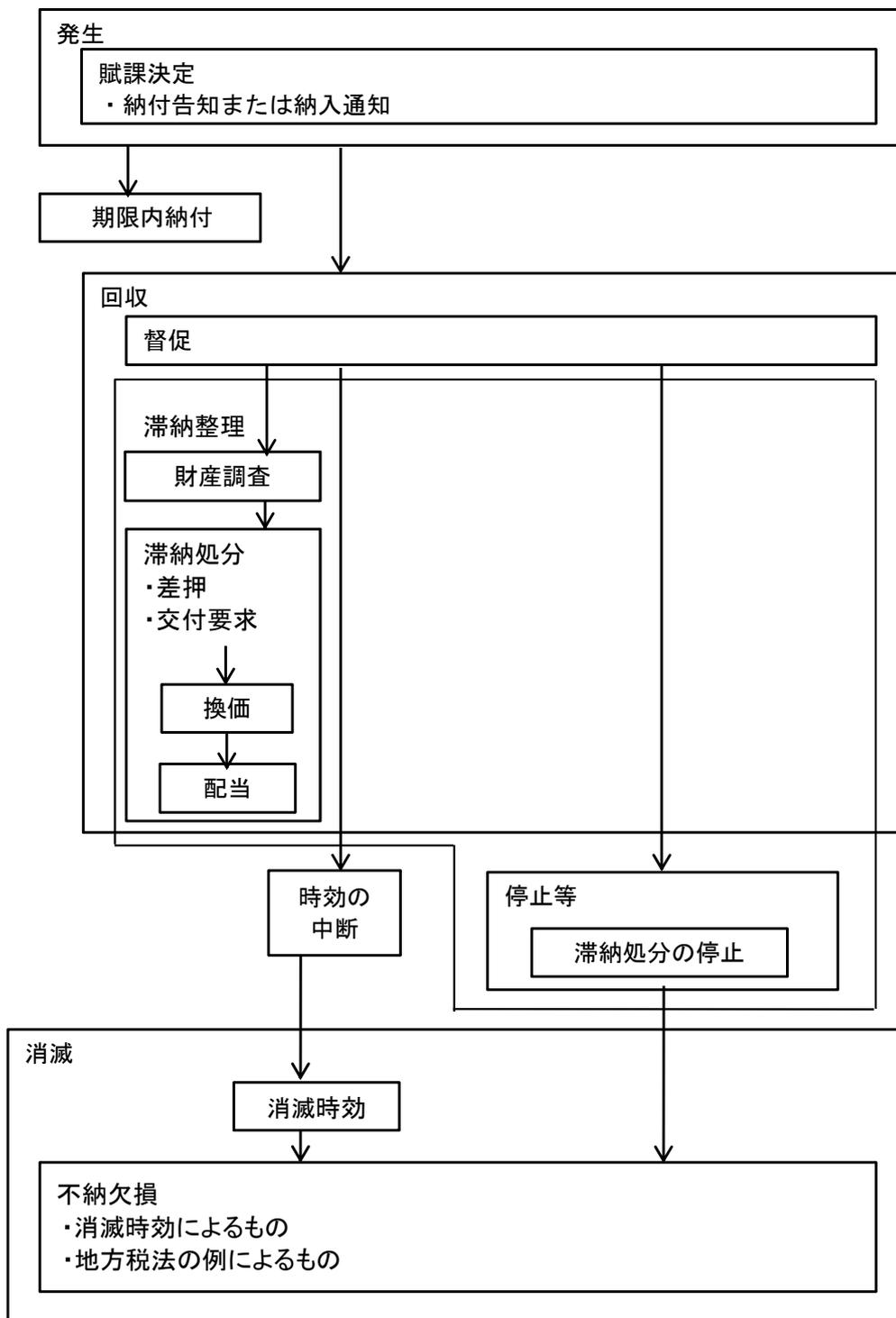
法令又は法令に基づく行政処分により発生するが、自力執行権の定めがないため、私債権と同様に民事訴訟法・民事執行法の適用を受け債権と債務の関係（債務名義）を確定し、裁判所への申し立てにより差押の執行を行うこととなる債権である。

③ 私債権

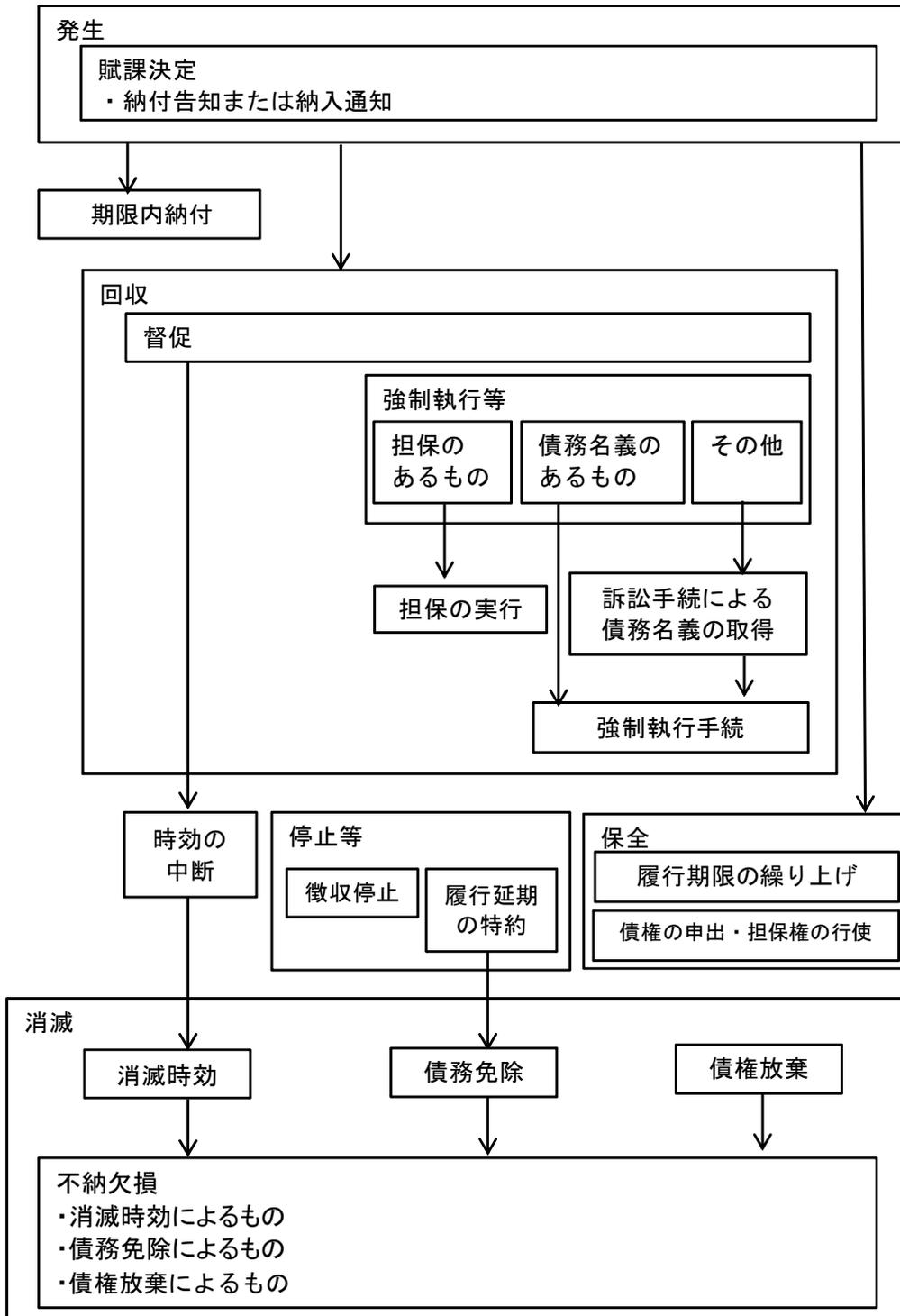
私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生し、民法等、契約内容に基づき請求し、民事訴訟法・民事執行法の適用を受け債務名義を確定し、裁判所への申し立てにより差押の執行を行うこととなる債権である。

上記、①強制徴収が可能な公債権、②強制徴収ができない公債権、③私債権の回収フローは以下のようなになる。

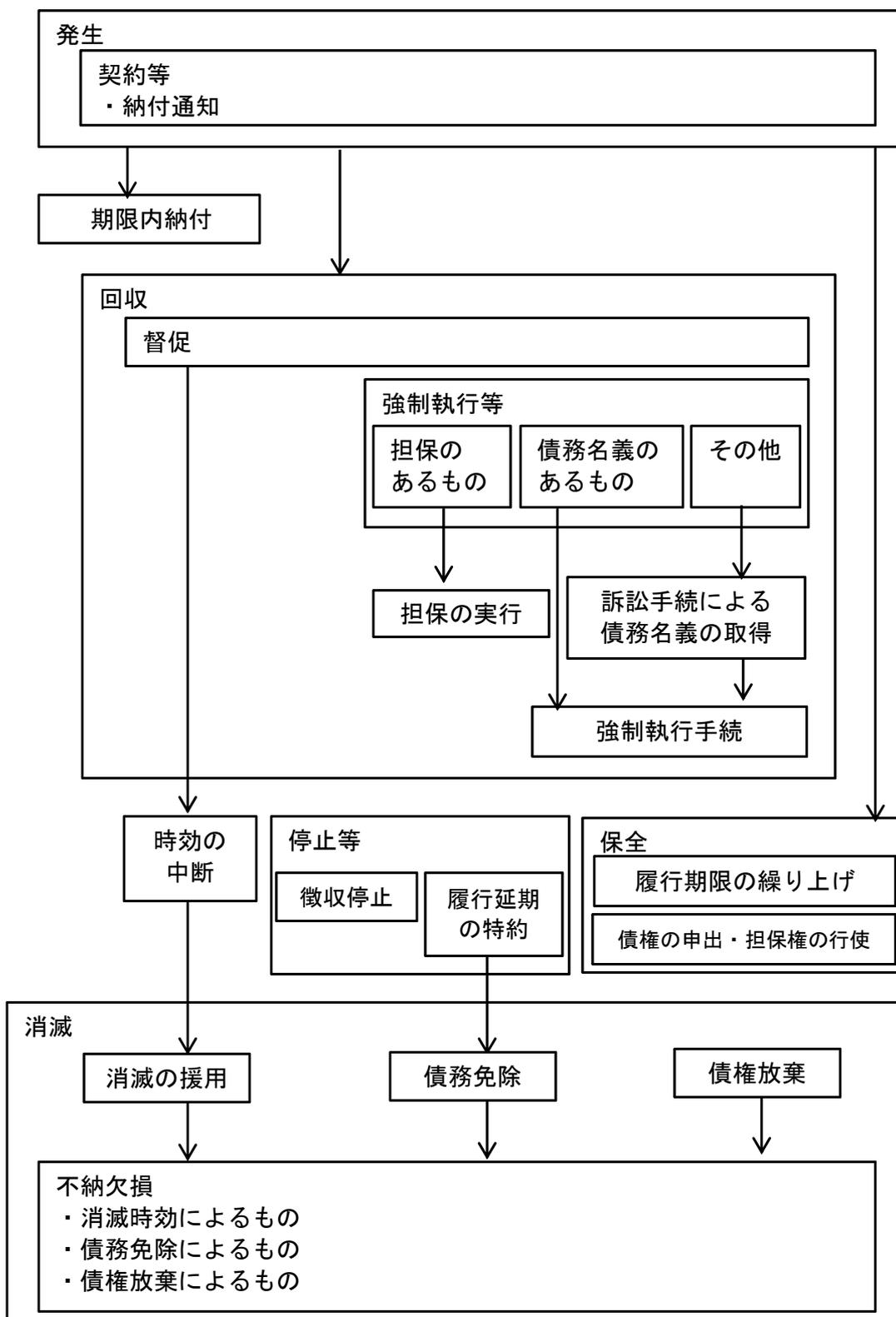
① 強制徴収が可能な公債権の回収フロー



② 強制徴収ができない公債権の回収フロー



③ 私債権の回収フロー



(3) 市の主な債権の属性比較

市の主な債権を、「減免」、「延滞金」、「時効」、「滞納処分」の属性から比較すると、以下のようになる。

○ 債権比較

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
②保育所保育料 (強制徴収公債権)	第51条第4号若しくは第5号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。(児童福祉法第56条第3項)	普通地方公共団体の長は、前項の歳入については、同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。(地方自治法第231条の3第2項)	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。(地方自治法第236条第1項)	第1項から第3項まで又は第7項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項、第3項又は第7項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(児童福祉法第56条第10項)
③公営住宅使用料 (私債権)	事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。(公営住宅法第19条)	金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。(民法第419条) 普通地方公共団体の長は、前項の歳入については、同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金	年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5年間行使しないときは、消滅する。(民法第169条)	普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
		<p>を徴収することができる。(地方自治法第 231 条の 3 第 2 項)</p>		<p>ない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>1 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。</p> <p>2 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。</p> <p>3 前二号に該当しない債権(第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。</p> <p>(地方自治法施行令第 171 条の 2)</p>

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
④幼稚園授業料 (非強制徴収公債権)	<p>普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬ。</p> <p>10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。(地方自治法第96条第1項第10号)</p> <p>普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の免除をする</p>	②と同様	②と同様	③と同様

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
	場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。 (地方自治法施行令第171条の7)			
⑥災害援護資金貸付金 (私債権)	市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。(災害弔慰金の支給等に関する法律第13条)	市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第10条)	債権は、10年間行使しないときは、消滅する。 (民法第167条1項)	③と同様
⑧学校給食納付金 (私債権)	④と同様	③と同様	次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。 3 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権(民法第173条)	③と同様

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
⑪国民健康保険税 (強制徴収公債権)	地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において国民健康保険税等の減免を必要とする者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該国民健康保険税等を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。(地方税法第717条)	国民健康保険税等の納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下国民健康保険税等について同様とする。)後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。(地方税法第723条第1項)	地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。 (地方税法第18条第1項)	国民健康保険税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。 1 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 2 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに国民健康保険税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。(地方税法第728条)
⑫後期高齢者医療保険料 (強制徴収公債権)	後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (高齢者の医療の確保に関する法律第111条)	②と同様	保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。 2 保険料その他この法律の規定による徴収金	・市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。(高齢者の医療の確保に関する法律

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
			<p>の徴収の告知又は督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。(高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条)</p>	<p>第 113 条) ・普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項)</p>
<p>⑬介護保険料 (強制徴収公債権)</p>	<p>市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。(介護保険法第 142 条)</p>	<p>②と同様</p>	<p>保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。(介護保険法第 200 条第 1 項) 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。(介護保険法第 200 条第 2 項)</p>	<p>・市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。(介護保険法第 144 条) ・⑫後段と同様</p>

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
⑭下水道使用料 (強制徴収公債権)	他の法律で定めるもののほか、第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。 3 下水道法の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料 (地方自治法附則6第6条第3号)	②と同様	②と同様	⑫後段と同様
⑭下水道事業受益者負担金(強制徴収公債権)	・負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。(都市計画法第75条第2項) ・市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。 (6) その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者(いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条第2項)	国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、年14.5%の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。(都市計画法第75条第4項)	負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわれないときは、時効により消滅する。(都市計画法第75条第7項)	督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。(都市計画法第75条第5項)

債権	減免	延滞金	時効	滞納処分
⑱水道料金 (私債権)	④と同様	③と同様	次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。 1 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権（民法第173条）	③と同様

第3 監査の結果

1 東日本大震災に伴う市税の不納欠損処理について

(1) 震災被災者に対応した滞納処分の執行停止について (意見)

市では、東日本大震災により固定資産について一定規模以上の損害を受けた者に対し、震災被災者に対応した滞納処分の執行停止基準を設けた上で、震災以前の滞納税分についても執行停止を行っている。

市として、震災により多大な損失を受けた市民について、生活再建を優先するための措置としているが、固定資産に対しての損害を理由に、金融資産等に対する調査が不十分なままでの滞納処分の執行停止を実施した状況は、公平性の観点から疑問が生じる。

(参考：滞納処分の執行停止に係る地方税法等の規定)

○地方税法

(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第1項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができなことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(地方税の消滅時効)

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本款において「地方税の徴収権」

という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日)の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

- 一 前条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 同条第1項第1号の裁決等があった日若しくは同項第2号の決定、裁決若しくは判決があった日又は同条第2項各号に掲げる日
 - 二 督促手数料又は、滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日
- 2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
 - 3 地方税の徴収権の時効については、本款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

2 公営住宅使用料について

(1) 滞納使用料についても徴収すべきもの

(指摘)

いわき市市営住宅管理条例によれば、市営住宅に入居決定を受けた者は入居にあたって、2名の連帯保証人を添えることとされている。

いわき市では、長期の市営住宅使用料滞納者には、本人に明渡し請求をするとともに、連帯保証人に対しても明渡しへの指導依頼を実施している。

また、それでもなお改善されない場合には、市議会の議決を経て明渡し訴訟を提起し、確定判決後に明渡しを強制執行している。

しかしながら、入居者及び連帯保証人に対しては、入居中及び退去後においても滞納使用料に関して訴訟後確定判決は得ているものの徴収はされていない。

また、担当課で作成した「市営住宅の滞納者一覧」に基づき、平成14年分以前のみの未納がある者について抽出し、退去後においても不納欠損処理をしていない理由について調査したところ、本人または保証人に収入があるためとした回答が多数見受けられた。

こうしたことから、市営住宅の明渡し訴訟のみならず、滞納使用料債権に関しても同時に法的手続きによる執行を行うべきである。

(2) 入居中で長期にわたる滞納者に係る対応について

(指摘)

いわき市市営住宅管理条例によれば、使用料を3か月以上滞納した場合には明渡しを請求できるとされている。

このため、「市営住宅の滞納者一覧」から、現時点で入居中にもかかわらず直近で24か月以上連続の滞納がある入居者について抽出し、現況及び法的手続きの検討状況を担当課に調査した。

調査の結果、分納の不履行や単発的な少額の納付により継続して延滞している入居者が散見さ

れた。

また、同様に、市営住宅の滞納者一覧から、過去に累計 60 か月以上にわたり長期間滞納となった者を抽出し、その経緯について担当課に調査したところ、その大部分が分納の不履行により滞納額が累積したものであった。

このため、入居者の公平性を確保する観点から、分納の履行状況を厳格に管理し、遅滞なく明渡し請求又は明渡し訴訟に移行すべきである。

・滞納者の地区別分類表

- 入居中で長期にわたる滞納者につき、現況及び法的手続の検討状況を明確にすべきもの（直近に連続で2年（24ヶ月）以上の未納あり）

地区	件数
平	8
小名浜	1
勿来	0
常磐	2
内郷	5
小川	1
好間	3
四倉	0
遠野	0
久之浜・大久	0
計	20

- 不納欠損処理しない理由を明確にすべきもの（平成14年度以前のみの未納がある者）

地区	件数
平	18
小名浜	10
勿来	5
常磐	18
内郷	4
小川	0
好間	0
四倉	0
遠野	1

地区	件数
久之浜・大久	1
計	57

- 過去に長期間滞納となった経緯について理由を明確にすべきもの
(過去に累計5年間(60ヶ月)以上滞納)

地区	件数
平	2
小名浜	2
勿来	1
常磐	7
内郷	1
小川	0
好間	0
四倉	1
遠野	1
久之浜・大久	0
計	15

- 過去及び現在に未納があり、未納解消に向けた取組み状況を明確にすべきもの(過去の一部未納があり現在も入居(H24年度も延滞発生))

地区	件数
平	3
小名浜	1
勿来	1
常磐	5
内郷	2
小川	0
好間	0
四倉	0
遠野	0
久之浜・大久	0
計	12

3 広域農業開発事業償還金について

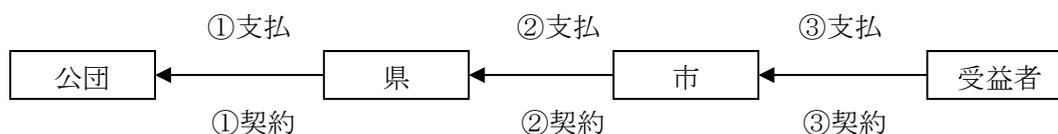
○債権発生に至る経過

当該償還金については、H18年度の包括外部監査でもとりあげており、その概要及び指摘事項を再掲する。

(i)事業の概要

昭和49年の農用地開発公団法の制定による広域農業開発事業として、昭和52年度から56年度にかけて、阿武隈山系南東部地域内（小川町、川前町、三和町、田人町）の山林原野を、国の施策により地域内畜産農家の経営規模拡大と所得向上を図るため高能率な牧場を創設育成し、併せて畜産物の濃密生産団地の建設を図る目的で、農用地開発公団が事業主体となり総事業費51億円（国34億円、県8.8億円、市6.2億円、受益者3.4億円）を投資し、農業法人13団体と畜産農家41戸が事業参加者となり、草地造成（500ha）、道路整備、畜舎等施設の建設及び農機具・家畜の導入を実施したものである。

(資金の償還)



負担金等の資金償還は、昭和57年度から平成13年度までの20年間で分割償還となっているが、公団と県（①）、県と市（②）、市と受益者（③）は各々個別の契約を締結しており、県・市間では支払が確定し、受益者滞納分がいわば市の持出し分として県に支払われている。

(指摘1)

市と受益者間で締結された「いわき区域農用地開発公団事業に係る農業用施設譲り渡し等契約書」（以下、「契約書」）によると、第7条（遅延利息）において受益者が支払を遅延した場合には年14.5%の遅延利息を市に支払わなければならないと定めている。

しかし、市は当該条項にも係らず昭和57年度当時から一切請求をしていないのは適正ではない。

(指摘2)

市の滞納金徴収計画をみると、分割弁済の確約や公正証書作成等、滞納者との合意を経た実効性ある回収予定はなく、市側のいわばバラ色の回収計画となっている。

また、債権保全のため一般の契約書と同様に、契約書第12条には抵当権の条項を、13条には連帯保証人の条項が設けられているが、滞納金の徴収について当該条項の執行による徴収状況を見ると、例えば、抵当権の実行や連帯保証人に対する保証弁済といった実行に向けた積極的動き自体がなく、抵当権等による回収実績は0となっている。仮にこのような法的措置を実行するとしても、

市は、抵当物権の担保評価はしておらず、連帯保証人も特定できていないのが実態であり、早急に保全対策を検討する必要がある。

市は、当該滞納債権につき、県に対して相応の損失負担を求め続けているが、独立した行政としての事業である限り、行政間の税金負担の付け替えを問題とする以前に、現実にある滞納債権に対しての債権保全と実効性ある回収計画の確立が市の急務である。

平成 18 年 3 月時点で、広域農業開発事業に係る事業参加者の滞納金は 272,514,396 円であったが、その後の広域農業開発事業償還金の滞納残高及び回収額の推移は以下のとおりである。

なお、市の決算上は、農業負担金（分担金及び負担金）、建物売払収入（財産収入）、物品売払収入（財産収入）として計上されているが、実態は、草地造成、道路整備、畜舎等施設の建設及び農機具・家畜の導入に係る各受益者の残債の肩代わり債権である。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
滞納残高※	268,414,468	265,855,812	264,290,812	264,290,812	263,550,812	263,050,812	262,310,812
負担金	31,056,853	29,987,592	29,982,592	29,982,592	29,982,592	29,982,592	29,982,592
建物等	104,930,419	104,880,419	104,559,447	103,779,447	103,039,447	102,720,945	102,273,961
農機具	26,970,287	26,866,697	26,580,665	26,580,665	26,580,665	26,580,665	26,287,649
家畜	105,456,909	104,121,104	103,948,108	103,948,108	103,948,108	103,766,610	103,766,610
滞納件数	11	11	11	11	11	11	11
回収金	4,099,928	2,558,656	785,000	780,000	740,000	500,000	740,000
回収件数	4	3	3	2	2	1	2

上記のように、滞納額に比して回収額は著しく少額であり、また、担当課へのヒアリングによれば、各滞納者ともに現在は行方不明や営農を廃業して収入も僅少であること等の理由により、滞納の解消は事実上不可能な状況にある。

また、土地及び建物にはいわき市の抵当権が設定されているものの、農地及び農業用家屋という性質上、当該不動産の評価額は極めて低額であり、抵当権としての保全能力を有していないのが実態である。

(1) 農地の有効活用のために

(意見)

抵当権を付している不動産は農地等であり、活用の用途は限定されているものの、担当課からのヒアリングによれば、担当課への引き合いはあるが抵当権が障壁となり売買が難しいとのことであった。

こうした引き合いが実現すれば、農地を有効活用することにより、新たな雇用や経済効果が生じ、

いわき市にとっても望ましいと考えられる。

このため、こうした引き合いのある不動産については、競売に付すことにより抵当権を消滅させることが可能である（民事執行法第 59 条）ことから、抵当権を実行し競売に付すことにより有効活用を図ることを検討すべきである。

(2) 早期の措置の必要性について

(指摘)

平成 18 年度の指摘に対しても、市は措置をしておらず債権保全の状況は何ら変わっていない。

むしろ、次表のように滞納者が畜産経営からの撤退や連絡が取れないなど、事態はさらに悪化していることから、早期の措置が必要である。

農用地開発事業償還金に係る滞納者の状況 (1/2)

平成25年4月1日現在
(単位：円)

No.	滞納者	経営形態	当初滞納が発生した理由	24年度当初滞納額	抵当権設定物件
		現在の状況	納付状況	24年度納付額	抵当権設定日
			現在の状況	滞納額	抵当権設定金額
1	A(個人)	酪農	・ 乳価の低迷や飼料等の経費上昇 ・ 牛肉の輸入自由化による雄子牛・廃用牛の価格低下 ・ 平成3年に自宅が焼失	16,937,329	酪農舎、堆肥舎、倉庫、サイロ
			12月に50万円を納付	500,000	昭和61年5月9日
			・ 収益悪化を理由に平成14年9月に酪農経営から撤退 ・ 水稲+野菜の栽培のほか、柏餅の製造・販売も手がける ・ 平成16年から農産物の直販や農村体験施設への意欲を見ている	16,437,329	26,124,121円
2	B(法人)	酪農	・ 乳価の低迷や飼料等の経費上昇 ・ 牛肉の輸入自由化による雄子牛・廃用牛の価格低下 ・ 父親が金融機関・サラ金等から多額の借金を負う	27,502,545	酪農舎、堆肥舎、倉庫、サイロ
			年間8回に渡り3万円ずつ納付	240,000	昭和61年5月29日
			・ 福島県酪農協の集乳車運転手として就労中。ほぼ休みなく働いており、母親を通じ徴収している ・ 平成17年8月に酪農経営から撤退	27,262,545	24,588,097円
3	C(法人)	酪農	・ 乳価の低迷や飼料等の経費上昇 ・ 牛肉の輸入自由化による雄子牛・廃用牛の価格低下	16,259,169	抵当権の設定無
			平成20年4月以降納付なし	0	
		継続	・ 100頭規模で酪農を経営。受精卵移植による和牛子牛の生産も手がけている。平成20年度頃から経営が厳しいとのこと	16,259,169	
4	D(法人)	酪農	・ 乳価の低迷や飼料等の経費上昇 ・ 牛肉の輸入自由化による雄子牛・廃用牛の価格低下	12,188,322	抵当権の設定無
			平成21年1月以降納付なし	0	
			・ 平成16年4月に乳用牛全頭を飼料会社債務の担保として回収され、酪農休止に追い込まれる ・ 酪農経営の主体であった長男が山仕事に従事するなどしているものの、収入状況は厳しい ・ 平成20年4月に畜舎解体	12,188,322	
5	E(法人)	酪農	・ 乳価の低迷や飼料等の経費上昇 ・ 牛肉の輸入自由化による雄子牛・廃用牛の価格低下 ・ 平成元年の台風による水害による家畜・設備の被害	28,906,288	酪農舎、堆肥舎、倉庫、サイロ、ポンプ室
			平成18年3月以降納付なし	0	昭和61年5月29日
			・ 平成8年離農 ・ 酪農経営の失敗が原因で親族と対立し、現在は絶縁状態 ・ 平田村にて鉄塔の下草刈りや樹木の枝払い等の仕事に従事 ・ 19年度に入ってから連絡が取れなくなっている	28,906,288	33,815,672円
6	F(法人)	酪農	・ 乳価の低迷や飼料等の経費上昇 ・ 牛肉の輸入自由化による雄子牛・廃用牛の価格低下	19,353,446	酪農舎、サイロ、ポンプ室
			平成20年1月以降納付なし	0	昭和61年5月27日
			・ 約30頭規模の酪農及び稲作経営をしていたが、高齢となり酪農業の廃業。稲作は続けている ・ 平成19年7月に廃業	19,353,446	26,569,554円

※ 償還金滞納額については、負担金及び対価（建物、農機具、家畜）の滞納額合計である。

農用地開発事業償還金に係る滞納者の状況 (2/2)

平成25年4月1日現在
(単位：円)

No.	滞納者	経営形態	当初滞納が発生した理由	24年度当初滞納額	抵当権設定物件
		現在の状況	納付状況	24年度納付額	抵当権設定日
			現在の状況	滞納額	抵当権設定金額
7	G(個人)	肉用牛繁殖	<ul style="list-style-type: none"> 夫の〇〇氏が事業参加なるも、既に死亡している 高齢化により就労機会が減少し、経済的に困窮 納付意識は希薄 	527,660	抵当権の設定無
			平成13年2月以降納付なし	0	
8	H(法人)	肉用牛肥育	<ul style="list-style-type: none"> 息子一家と同居するも、息子は定職に就いていない 畜産経営からは撤退。稲作は続けている 牛肉輸入自由化の影響を受け経営に失敗 子のワンマン経営であったが、子は平成8年1月がんで死亡 納税者本人は平成19年10月3日死亡 	140,078,777	事務所、倉庫、畜舎、貯蔵所
			平成2年12月以降納付なし	0	昭和61年5月16日
9	I(個人)	肉用牛繁殖	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者はアルコール依存症と糖尿病を発症、息子も脳疾患により多額の医療費負担が発生 	91,816	抵当権の設定無
			平成16年4月以降納付なし	0	
10	J(個人)	肉用牛繁殖	<ul style="list-style-type: none"> 事業参加を契機に畜産経営を始めるも経営に失敗 	847,395	抵当権の設定無
			平成7年9月以降納付なし	0	
11	K(個人)	肉用牛繁殖	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者は平成15年2月に死亡。息子(暴力団関係者)もいたが、既に死亡していることから、交渉は困難 	847,395	抵当権の設定無
			<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度の国土調査の結果、事業にて草地を造成した土地が他人の名義であることが判明し、納付を拒否している 	358,065	
			平成8年2月以降納付なし	0	
			<ul style="list-style-type: none"> 「他人の土地の草地造成に係る負担金なのだから自分が納付する必要はない。」との主張を繰り返している 	358,065	
滞納者の現況		① 畜産経営を継続 ② 畜産経営を離脱		1 (法人のみ(酪農))	
		<ul style="list-style-type: none"> 農業は継続 離農した者 		6 (法人3+個人3(水稻、野菜)) 4 (法人3+個人1)	
		計(①+②)		11者	
		③ 滞納者本人が死亡		4	
		④ 行方不明		1	
総括		<ul style="list-style-type: none"> 納付交渉に応じない者がいるほか、毎月納付を続けている者でも経済的困窮により納付額が少額であるなど、償還状況は極めて厳しい 			
25年度当初滞納者数		11 (法人7、個人4)		24年度当初滞納額	263,050,812円
				24年度納付額	740,000円
				滞納額	262,310,812円

※ 償還金滞納額については、負担金及び対価(建物、農機具、家畜)の滞納額合計である。

4 災害援護資金貸付金について

(1) 債権回収努力を行うべきもの

(指摘)

災害援護資金貸付金について、債権管理状況について確認したところ、平成 22 年 12 月 14 日現在の状況の提出を受けたが、それ以降の滞納者への対応状況の確認が取れなかった。

市として財産を守っていく上で、また、回収できないと認められるものについては適正な不納欠損処理を行う上でも、債務者の状況の把握を適切に行っていく必要がある。

(2) 長期の据え置き期間が設けられている災害援護資金貸付金について

(意見)

東日本大震災における災害援護資金貸付金については約 1,300 件の貸付実行件数に上るほか、従前と異なり 6 年間の据え置き期間が設けられている。

また、当該貸付金については、他の債権の返済状況や返済能力等を勘案した審査ではなく、貸付要件に合致している申込みについては全て実行している。

こうしたことから、返済が始まれば、従前に比して大規模な延滞が発生することによりいわき市の自主財源による補てんの増大が懸念されるほか、据え置き期間が長期にわたることから貸付利用者に債務としての認識が低下することも懸念される。

このため、債権管理の観点から、償還の免除に該当する利用者の調査や貸付金利用者に返済の開始時期や返済予定の周知を定期的に行うことを検討されたい。

5 奨学資金貸付金について

奨学資金貸付金の滞納者への債権回収状況について、平成 21 年度包括外部監査時と現在の状況及びその回収に向けた取組みについて、監査を行った。

その状況は、以下のとおりである。

NO	当初返済期間		H21 年度	H24 年度
1	S63. 6～S63. 9	滞納額	90,000 円	79,000 円
		滞納状況	事前に父親に連絡した上で訪問し、訪問都度、父親から 2,000 円を回収。	・H19. 10 から H22. 1 の回収がなく、H22. 1 月に年金受給開始により父親から 11,000 円の回収。 ・以後、回収なし。
		対応	・ H22. 1 訪問するが、収入がなく返済できない。また、12 月より年金受給が始まるため、少しずつ返済したい、とのこと。	回収に際しては、本人宅訪問が必要との引継があるが、平成 22. 1 以降、滞納整理経過表に記録がない状況となっている。
2	H5. 3～H13. 12	滞納額	314,000 円	314,000 円
		滞納状況	・ H5. 3 以外すべて滞納。 ・ 本人、県外居住確認。 ・ 保証人は死亡。	同左
		対応	・ H21. 7 本人住所を確認督促状送付。 ・ H22. 2 本人宅訪ねるも不在。連絡なし。	・ H23. 2 自宅訪問するも不在。 ・ 同月、親族の居住確認申請。 ・ 以後、滞納整理経過表に記録なし。
3	H5. 3～H13. 12	滞納額	278,000 円	273,000 円
		滞納状況	・ H20. 9 分納に応じるもその後の納付なし。 ・ 保証人は、2 人とも死亡。	H24. 6 に 5,000 円の返還があるが、経過は不明。
		対応	・ 本人の話では、親が勝手に借りて、勝手に使用したとのこと。 ・ H21. 7 に納入を口頭で依頼したが返済がなく、H22. 1 訪問時は不在。	滞納整理経過表では、H22. 1 訪問時は不在の記録以後の記録なし。

NO	当初返済期間		H21 年度	H24 年度
4	H9. 3～H18. 3	滞納額	420,000 円	420,000 円
		滞納状況	・H12. 3 分以降入金なし。 ・本人、市外居住確認。	同左
		対応	・H20. 2 自宅訪問し保証人と会う。 ・H20. 7 および H21. 7 本人住所地に督促状を送付するが進展なし。	滞納整理経過表では H21. 7 以後の記録なし。
5	H8. 12～H16. 12	滞納額	468,000 円	468,000 円
		滞納状況	・H9. 12 分以降滞納。 ・本人居所不明。	同左。
		対応	・H20. 1 母親に接触し、本人居所を確認依頼。 ・その後、母親宅を訪問するが不在が続き面会できていない。	・H22. 1、2、8 月に母親宅を訪問するも不在。 ・以後、滞納整理経過表に記録なし。
6	H14. 1～H23. 1	滞納額	216,000 円	270,000 円 ※1
		滞納状況	H18. 8 以降滞納	同左
		対応	・滞納以前分は祖母が返済。 ・本人就職後に本人が支払うこととなった。 ・本人に連絡するも、父親の病気や仕事が忙しいとの理由から、本人からの納付は一度もない。	滞納整理経過票上、H22 年 10 月以降の記録なし
7	H13. 1～H22. 1	滞納額	513,000 円	503,000 円
		滞納状況	・H13. 1 以外はすべて滞納。 ・本人病気で、保証人である母親が対応。	H22. 10 までに、10 千円回収。
		対応	H20. 5 保証人である母親が、H21. 1 から毎年 5,000 円ずつの分納を約束するも、傷病により返済ない。	滞納整理経過表では、左記以後の記録なし。

NO	当初返済期間		H21 年度	H24 年度
			・ H21. 9 傷病手当の支給開始より分割返済が見込まれることになっているが、返済なし。	
8	H10. 4～H14. 3	滞納額	640, 000 円	960, 000 円 ※1
		滞納状況	・ H18. 8 以降滞納。 ・ 本人及び保証人である父親が自己破産。 ・ もう一人の保証人は死亡。	H20. 3 に弁護士と保証人の相続人に対する法的請求根拠を確認しているが、その後の記録なし
		対応	死亡した保証人の相続状況を確認中。	
9	H9. 2 ～H17. 2	滞納額	※2	225, 000 円
		滞納状況		・ H14. 2 から滞納するも、口頭で H19. 2 から月額 3, 000 円での分納の約束をし、毎月納付書を送付し、H22. 10 までは回収。 ・ H22. 11 以後回収なし。
		対応		・平成 19. 2 での口頭による分納誓約時の記録までであり、H22. 11 以後、分納滞納後の対応は不明。
10	H9. 12 ～H18. 12	滞納額	※2	560, 000 円
		滞納状況		・ H14. 12 分から滞納。 ・平成 21. 7 時滞納額 720 千円あったが、その後、毎月 5 千円の分納を約し、現在返済中。 ・ H25. 11 月現在の直近の返還日は H25. 10. 22
		対応		H21. 11. 5 に行った H21. 10 分が未納の旨の TEL 記録が最後。

NO	当初返済期間		H21 年度	H24 年度
11	H7. 3～H15. 12	滞納額	※2	50,600 円
		滞納状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ H15. 12 分を一部滞納 ・ H21. 3 母親に面会。 ・ 分納を約し、H22. 2 分納額の変更を行ってはいるが、約束通り分納されている。 ・ H25. 11 月現在の直近の返還日は H25. 11. 1
		対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ H22. 2 に分納依頼書の訂正をもらう。

※1 平成 22 年度以降に分納約定後の返済期限を経過し、滞納額が増えたもの。

※2 平成 22 年度の監査時点において、返済意思が確認されたものの、その後返済されていないもの。

(1) 回収努力が継続されていないもの

(指摘)

上の表のように、平成 21 年度から滞納が継続されている者について、平成 21 年以降、債権回収行為が全く確認されていない先も見受けられる。

震災があったことを考慮しても、時効は進行しており、また債務者の現況も変化していくことから随時、適正に回収努力を継続していく必要がある。

(2) 連帯保証人への請求を確立すべきもの

(指摘)

奨学資金貸付金の実行にあたっては、家族を保証人とするほか、家族以外の連帯保証人の参加を条件としている。

これに対して、滞納者への債権の督促状況を見ると、滞納者及び家族への督促はなされているものの、連帯保証人に対する回収努力が積極的になされているとは見えない。

連帯保証人の参加は市として債権保全を担保するためのものであることから、債務者からの直接回収に支障を来している状況下では、連帯保証人に対する代位弁済の請求も、債権回収のために積極的に行っていく必要がある。

(3) 相続人に対する請求を行うべきもの (No. 8)

(指摘)

本人および保証に参加している家族が自己破産し、家族外の連帯保証人が死亡しているケースで、連帯保証人の相続人に弁済請求できるかを平成 20 年に弁護士に確認し、当該連帯保証人の相続人が相続放棄していない場合には請求できる旨の回答を得ている。

当該状況に対して、市では、相続人に対して相続の状況を調査するとしているが、その後の取組状況は経過票への記録はない。

債権回収において、法的に可能な相続人に対する請求を自ら放棄することなく、市の債権保全に取り組んでいく必要がある。

6 学校給食納付金について

(1) 催告等、適正な措置を講じるべきもの

(指摘)

学校給食納付金の徴収は、学校が児童・生徒から徴収し、学校長が納付することとされている。

滞納者については、学校が督促を行い、それでも納付がない場合には学校から給食センターを通じて市に連絡され、市が催告を行うこととされている。

そこで、滞納者への催告の実施状況を確認したところ、平成 21 年度以降について未実施の状況となっている。

このような状況は、市の債権管理として適正なものとは言えず、適正な管理を実施していく必要がある。

(2) 分納誓約書の提出状況について

(指摘)

催告の実施状況に合わせて、分納誓約書の提出状況について確認したところ、分納誓約書については、学校毎に管理しており市として全体を管理している状況とはなっていなかった。

時効を中断させる効果が生じる催告を実施していない状況の中で、分納誓約書が提出されていることが、債権回収の実現性を担保するものと考えられるが、分納誓約書の提出状況について、市として管理していない状況は、適正なものとは言えない。

(3) 生活保護費からの代理受領について

(意見)

「学校長による教育扶助費の代理受領事務取扱要領」では、生活保護費からの代理受領は 3 カ月以上の滞納がある場合とされているが、積極的に滞納の原因を抑制していくためにも、生活保護費の中には給食費の負担も含まれていることから、代理受領を 3 カ月以上と制限することなく、代理

受領できるよう要領を見直すことも検討していく必要がある。

7 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業費について

(債権発生に至る経過)

0社は昭和60年頃から主に首都圏の事業場で発生した廃油等を大量に受け入れて焼却処理していたが、処理しきれなくなったドラム缶約5万5千本を自社周辺の敷地に野積みしており、これに起因する異臭や腐食による廃油の流出が問題となっていた。

その後、0社の経営が悪化したため、平成5年にT社に処理業が引き継がれたが、同社もまた経営が悪化して処理が進まず、平成10年頃にはドラム缶の腐食が著しくなるなど周辺環境への影響が懸念される状態にあった。

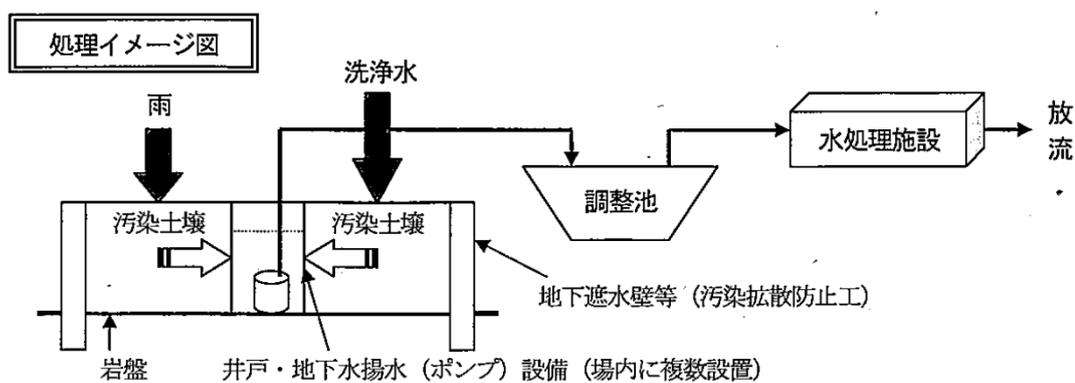
- 平成10年6月23日 福島県が、原因者である0社及びT社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、措置命令を発出。

区分	措置命令の主な内容	履行期限
応急的措置 ※汚染源除去	①ドラム缶の撤去 水処理施設の整備等 ※油等が著しく付着した 重度の汚染土壌の撤去	平成11年2月22日
	②環境基準を超える汚染土壌の撤去	平成12年2月22日
恒久的措置	③残置する軽度な汚染土壌の浄化	必要と認められる期間

- 平成10年11月11日 福島県が、原因者において当該支障の除去等の措置を「講ずる見込みがない」と判断し、代執行による原状回復事業に着手
- 平成11年3月25日 福島県が、措置命令の第1段階である一部の地上ドラム缶等(ドラム缶約46,000本、汚染地約7,000トン)の撤去処理及び水処理施設の設置等を終了
- 平成11年4月1日 市の中核市移行に伴い、市が福島県から原状回復事業を引き継ぎ、水処理施設の運転継続管理開始
※ 中核市移行に際しては、市が原状回復事業を引き継いで実施するに当たり、福島県が4分の3又は2分の1の補助金を支出する形で財政的な支援を行うことになった。

- ・平成 12 年 3 月 24 日 汚染土壌等撤去処分(ドラム缶約 7,500 本、汚染土壌約 4,500 トン)事業終了
- ・平成 12 年 6 月 21 日 汚染拡散防止工事着手
- ・平成 13 年 3 月 15 日 工事完了
- ・平成 13 年 7 月 23 日 揚水設備運転管理開始

また、現在の処理方法は、汚染地帯を地下遮水壁で遮断し、そこに雨水及び洗浄水によって汚染物質を浸透排出させ、設置した井戸等から汲み上げる手法を採用している。



四倉町の不適正保管廃棄物に係る原状回復事業についての平成 24 年度までの事業費及び事業内容は以下のとおりである。

(単位:千円)

主体	事業年度	求償年度				求償額	主な事業内容等	
			財団補助金 ※1	県費	市費			
福島県	H10	H11	2,238,578	746,660	1,491,918	-	2,184,789	①地上ドラム缶等の撤去 ②水処理施設設置等 ③調査・設計等
いわき市	H11	H12	732,260	50,970	476,872	204,418	625,802	①地中ドラム缶等の撤去 ②水処理施設運転・管理 ③調査・解析・設計※2
いわき市	H12	H13	628,599	97,316	349,261	182,022	581,594	①水処理施設運転・管理 ②ポーリング調査・施工監理※2 ③汚染拡散防止工等
いわき市	H13	H14	56,929	0	28,464	28,465	47,899	①水処理施設及び揚水施設運転・管理 ②汚染修復モニタリング調査※2 ③機器修繕 ④電気料
いわき市	H14	H15	31,699	0	15,849	15,850	22,354	
いわき市	H15	H16	34,835	0	17,417	17,418	25,490	
いわき市	H16	H17	37,361	0	18,680	18,681	28,016	
いわき市	H17	H18	33,606	0	16,803	16,803	25,626	
いわき市	H18	H19	30,060	0	15,030	15,030	22,080	
いわき市	H19	H20	28,223	0	14,111	14,112	21,818	
いわき市	H20	H21	28,376	0	14,188	14,188	21,971	
いわき市	H21	H22	26,454	0	13,227	13,227	20,048	
いわき市	H22	H23	26,173	0	13,086	13,087	19,768	
いわき市	H23	H24	26,080	0	13,040	13,040	19,779	
合計			3,959,233	894,946	2,497,946	566,341	3,667,034	

※1 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団より福島県及びいわき市が実施した原状回復事業に対し交付された補助金

※2 求償対象外事業

上記のとおり、既に原状回復事業に着手してから約15年が経過し、近年でも毎年度約20,000千円の事業費が投入されているが、依然として事業完了の目途は立たない状況にある。

・0社及びT社からの徴収経過は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	徴収額	備 考
平成14年度	10.0	
平成15年度	10.0	
平成16年度	10.0	
平成17年度	9.0	
平成18年度	35.0	
平成19年度	33.0	
平成20年度	37.0	
平成21年度	41.5	
平成22年度	37.9	
平成23年度	42.0	0社：3千円/月、T社：1千円/2ヶ月
平成24年度	42.0	同上
合 計	307.4	

(1) 財産調査をすべきもの

(指摘)

平成24年度の徴収額は上表のとおり42千円に過ぎず、市が負担する行政代執行による求償可能な事業費19,779千円に遠く及ばない。更に今後、国の環境基準が強化されることとなれば事業費(求償費)は増加の一途をたどる可能性が高い。

現在、0社の代表者は空き缶処理等の業務を、T社の代表者は建設業を営んでいるが、債権保全のための個人保証はなされていないのが現状である。

僅少な徴収額に満足することなく、個人保証も含め強制執行を念頭に入れて然るべき財産調査を実施し、市の債権(求償権)の速やかな保全に努めるべきである。

8 工場等立地奨励金について

市は、いわき市において工場等を立地する事業者に対し、工場等の立地の促進を図り、もって工業の振興及び地域経済の活性化を促進することを目的として工場等立地奨励金を交付している。

なお、「工場等立地奨励金交付決定通知書」の中で以下の交付条件を付けている。

1. 工場等立地奨励金の交付については、いわき市工場立地促進条例第8条第1項第1号から第5号の規定（※1）に該当することが生じた場合は、当該工場等立地奨励金の交付の取り消し、奨励金の返還を命ずる。
2. 当該工場の操業開始の日から10年間、当該土地及び建物に係る登記簿謄本、並びに毎年の決算書を提出すること。
3. 会社名、所在地、代表者名等に変更があったときは、変更届を提出すること。
4. 市の求めに応じ、随時関係資料の提出を行うこと。

（※1）いわき市工場立地促進条例第8条第1項第1号から第5号の規定

市長は、工場立地奨励金の交付を受けた事業者が、次の各号の一に該当することとなったときは、工場立地奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した工場立地奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条第1項各号に規定する交付の要件又は同条第2項に規定する市長が規則で定める基準を満たさなかったとき。
- (2) 用地取得の日から10年以内に、当該用地を譲渡し、若しくは当該用地が競売に付され、又は当該用地の取得に係る契約が解除されたとき。
- (3) 立地した工場の操業の開始の日から10年以内にその操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該立地した工場を工場の用途以外の用途に供したとき。
- (4) 偽りその他の不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

○債権発生に至る経過

上記の奨励金返還該当事由に該当する場合、工場等立地奨励金の返還が必要となるが、市と未納事業者（以下、A社とする）との経過概要は以下のとおりである。

- ・昭和59年11月 A社が小名浜臨海工業団地に工場用地を取得
- ・昭和60年 A社に対し工場等立地奨励金交付（13,502,600円）

- ・昭和 61 年 A 社に対し工場等立地奨励金交付（13,502,600 円）
- ・昭和 63 年 2 月 A 社が用地の一部を転売（3967 m²/9131.89 m²）
- ・昭和 63 年 5 月 A 社が工場等立地奨励金（11,731,000 円）を返還
- ・平成 5 年 6 月 A 社が用地の全部を転売（5164.89 m²）
- ・平成 5 年 7 月 A 社が操業廃止届を提出
- ・平成 5 年 8 月 A 社に対し工場等立地奨励金返還命令分納付書送付（15,274,200 円）

.....

以後、市は A 社代表取締役との面談等を重ねている。

・ A 社に対する収入未済額及び不納欠損額の推移

(単位：円)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入未済額	15,274,200	15,274,200	15,274,200	15,274,200	15,274,200
不納欠損額	0	0	0	0	0

(1) 契約文書を交わすべきもの

(指摘)

A 社に係る工場等立地奨励金の返還金は、工場等立地奨励金の返還事由に当たる「操業継続要件(10 年)に満たない操業停止」による補助金の返還請求金である。

当該請求を、市は、A 社代表取締役個人に行っているが、これは、A 社が任意清算するにあたって、社長個人が清算人となり、会社の債務を引き受けたからとしている。

ところで、これらの経緯を書類で確認したところ、代表取締役(清算人)である個人が、工場等立地奨励金の返還金の債務を引き継いだことを確認する書類が見つからなかった。

口頭での契約も有効であることには変わりはないと考えられるが、当然に文書を残すべきものであり、早急に、債務者と文書を取り交わす必要がある。

(2) 債務者の支払い能力について確認すべきもの

(指摘)

当該債権の回収状況を確認したところ、平成 15 年 8 月 30 日に返還命令分納付書が送付されて以来、一度も回収がなされていない。

当該債務者に対して、市は年に 1 度の訪問をしているが、債務者からの返済資金が捻出できないという聞き取りを行うことにより、それ以上の調査をすることなく、時を経過させている。

当債務者は、任意清算した当初の債務会社とは別の会社を経営しており、これらの会社の状況や役員報酬は会社の決算書から判読できるものであり、決算書を入手することによって実際の資金繰り等

も確認できるものである。

このように実質経営する会社の経営状況や、個人所得の状況及び個人資産の所有状況についても、聞き取りの裏付けとなる書類を徴求し、確認していく必要がある。

(3) 債権者として毅然と対応すべきもの

(指摘)

当該債務者は、当該返還命令に対し、補助金が工場立地後 10 年経過すれば返還しないですむところ、9 年で廃業したことにより、補助金全額を返還しなければならないということに納得できないとした上で、個人債務の負担があることから返還が困難としていた。

市は、平成 23 年 9 月の定期訪問時に債務者から「既に 20 年近く前の倒産に係る債務であり時効である」との意思表示があったことから、今後も定期的に債権催告を行うこととするが、「時効の援用」及び「不納欠損処理」についても併せて検討していく（時効が成立するのは申し出があった日から起算して 10 年後となる。）としている。

しかしながら、当該対応は、市の債権が、他の債務者に対して劣後に扱われている現状を容認し、かつ、時効の援用がされるのを見守っている姿にも見られる。

補助金の受給要件についてはその申請時に受け入れられているものであり、他に債務があるから払えないとして支払いをせずに時効を援用させる行為には、市民の財産である債権を保全する態度を示して、適正に対応していく必要がある。

(参考) 工場等立地奨励金の概要

① A社への交付時の内容

S59. 3. 27 制定～H1. 3. 31	
工場立地奨励金	<p>交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得面積 3,000 m² (1,000 m²) 以上 又は延床面積 1,000 m² (300 m²) 以上 ・ 操業開始時従業員数 20 人以上 ・ 用地取得後 3 年以内の操業 <p>交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得価格の 20% 限度額 1 億円 但し先端技術は 2 億円 <p>交付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の翌年度及び翌々年度 (1 億円を超えるものは、その後 3 ヶ年に均等)
操業奨励金	<p>交付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税相当額 ・ 特別土地保有税相当額 ・ 事業に係る事業所税相当額 ・ 新增設に係る事業所税相当額 <p>交付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の翌年度
雇用促進奨励金	<p>交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の地元従業員 20 人 (10 人) 以上を 1 年以上雇用 <p>交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人につき 10 万円 (限度額 2,000 万円) <p>交付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請から 1 年以内

なお、現行の工場立地等奨励金は、次表のように、交付内容が拡大されている。

② 現行の内容

○工場等立地奨励金（いわき市）

いわき市内に工場等を新設または増設する事業者の方を対象に、下表の要件で奨励金を交付します。

（平成25年4月1日施行）

区分	要件						効果			
	対象企業	立地地区	(※2) 投資額	用地面積	延床面積	(※3) 従業員数	対象経費	補助率	限度額	
工場等立地奨励金	新・増設奨励金	1. 製造業 2. 企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種（※1）	市内全域	100億円以上	—	—	20人以上	「建物」 「設備」 取得価額	5%	5億円
				2,700万円以上			100人以上			
							5人以上			1億円
	特定新設奨励金	1. 製造業 2. 企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種（※1）	四倉中核工業団地	—	1,000㎡以上	300㎡以上	5人以上	「土地」 「建物」 「設備」 取得価額	土地30% 建物・設備10%	5億円
			工業専用地域			600㎡以上	20人以上			
工業地域 準工業地域			300㎡以上			5人以上	10%		1億円	
奨励金用	上記のいずれかに該当した場合で正規従業員数（※4）が5人以上の場合						1人につき60万円		1億円	
特例奨励金	通信業、情報サービス業、インターネットサービス附随サービス業、学術・開発研究機関及び情報通信技術利用業	上記「新・増設奨励金」又は「特定新設奨励金」のいずれかに該当した場合（いずれも土地又は建物を取得する場合に限る。）				50人以上	「賃借償却資産（※5）」の1年間の賃借料（300万円以上の場合に限る。）	50% （3年間）	5,000万円	

- ※1 「企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種」とは、輸送用機械、電子情報技術、化学・医療、新工ネ・食品等地域資源活用型関連産業に位置づけている製造業、情報サービス業及び学術・開発研究機関をいう。
- ※2 「投資額」とは、地方税法341条に規定する家屋（住居用に供する部分を除く）及び償却資産のことであり、土地代は含まない。
- ※3 「従業員」とは、雇用保険対象者をさし、工場等の新増設に伴い創出された雇用者で市外からの転勤者を含む。ただし、市内事業所等からの転勤は除くこととし、社長などの経営者（非社員）はこれに含まないものとする。「従業員数」は、「工場等における従業員の数」から、「操業の開始の日の1年前の日における当該工場等における従業員の数」と、「操業の開始の日の1年前の日後に事業者の市内の他の事業所から引き続き当該工場等に勤務することとなった従業員の数」を減じた数とする。
- ※4 「正規従業員」とは、従業員のうち雇用期間の定めのない労働契約を締結して雇用される者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）とする。
- ※5 「賃借償却資産」とは、工場等の新設又は増設に係る賃貸借契約により賃借する地方税法第341条に規定する償却資産で、指定集積業種に該当する事業の用に供すると認められるもの。

（特定新設の対象）…………… 平成25年4月1日～平成29年3月31日までの間に用地取得（賃貸借）をし、かつ用地取得（賃貸借）した日から3年以内（規則で定める場合は5年以内）に操業を開始すること。
 （特例奨励金の対象）…………… 平成29年3月31日までに操業を開始すること。

奨励金申請から交付まで

1. 操業開始の日から90日以内に申請書を提出します。
2. 奨励金申請に係る操業日から1年経過後、交付決定に係る「審査書類」を提出し、現地確認を行い交付の可否を決定します。
3. 交付決定後、奨励金の額に応じて、複数年度に分割して支払われます。
 交付年数・・・1億円以下⇒2年間、～2億円以下⇒3年間、～3億円以下⇒4年間、3億円超⇒5年間

9 母子寡婦福祉資金貸付金について

母子寡婦福祉資金貸付金の資金種別の収入未済額は以下のとおりである。

(単位：円)

資金種別	現年度	過年度	計
事業開始資金	472,900	6,970,841	7,443,741
事業継続資金	241,600	2,128,890	2,370,490
修学資金	7,547,160	32,814,160	40,361,320
技能習得資金	236,496	807,832	1,044,328
修業資金	990,520	3,025,408	4,015,928
就職支度資金	30,000	90,000	120,000
医療介護資金	0	365,050	365,050
生活資金	3,315,970	10,179,530	13,495,500
住宅資金	0	48,032	48,032
転宅資金	268,777	740,854	1,009,631
就学支度資金	1,356,330	3,307,110	4,663,440
結婚資金	0	0	0
児童扶養資金	0	890,900	890,900
特例児童扶養資金	29,700	9,900	39,600
合計	14,489,453	61,378,507	75,867,960

また、収入未済額の上位（5名）は以下のとおりである。

(単位：円)

順位	資金種別	未済額	合計
1	修学	1,520,425	2,858,850
	修学	1,338,425	
2	修学	1,422,000	1,972,400
	就学支度	55,400	
	修学	495,000	
3	修学	1,040	1,971,550
	修学	7,560	
	修学	542,400	
	修学	534,000	
	就学支度	386,750	
	修学	499,800	
4	事業開始	1,611,792	1,611,792
5	事業開始	1,552,701	1,552,701

(1) 連帯保証人に対する法的手続きによる回収について

(意見)

上記の、高額延滞者の中には借入後、一度も償還することなく長期にわたり延滞している者も含まれているが、担当課では連帯保証人に催告等を実施しているのみで、法的手続きの実施には至っていない。

本貸付金の収入未済額は年々増加傾向^{※1}にあり、担当課の催告等による徴収努力のみでは限界があり、また、約定通りに償還している利用者との公平性に著しく欠ける状況にある。

こうしたことから、債務者のみならず連帯保証人の生活状況等を把握し、債務者及び連帯保証人に対する法的手続きによる回収を図ることを検討すべきである。

※1：収入未済額（過年度・現年度の元金・利子合計額）の推移

(単位：円)

年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
収入未済額	56,395,256	63,459,288	71,932,642	74,280,890	75,867,960
前年比増減	—	7,064,032	8,473,354	2,348,248	1,587,070

(2) 審査会の実効性について

(意見)

担当課へのヒアリングによれば母子寡婦福祉資金貸付金の貸付に際しては、事前に審査会による審査が実施されており、返済の計画性によっては否決されている事例もあるとの回答を得ている。

しかしながら、実態としては、収入未済額は年々増加傾向にあり、また、一度も償還することなく長期にわたり延滞に陥る者も発生している。

このため、市財政の健全化及び審査の実効性を確保する観点から、外部の有識者等を審査に加えることを検討すべきである。

10 下水道事業に係る債権について

○下水道事業受益者負担金の原因別不納欠損の推移

ア) 下水道事業受益者負担金

(単位：円)

	不納欠損		原因別内訳							
			所在不明		本人死亡		生活困窮		倒産等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H20年度	79	2,711,384	14	280,100	10	495,200	37	1,191,834	18	744,240
H21年度	108	2,981,330	29	510,540	19	523,440	40	1,158,150	20	789,200
H22年度	102	3,424,870	16	255,500	26	819,280	46	1,417,290	14	932,800
H23年度	141	3,910,990	19	314,440	36	550,420	74	2,265,760	12	780,370
H24年度	145	4,199,330	43	1,115,850	32	707,830	53	1,507,620	17	868,030

イ) 下水道事業受益者負担金督促手数料

(単位：円)

	不納欠損		原因別内訳							
			所在不明		本人死亡		生活困窮		倒産等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H20年度	309	30,900	55	5,500	37	3,700	146	14,600	71	7,100
H21年度	406	40,600	112	11,200	72	7,200	147	14,700	75	7,500
H22年度	415	41,500	61	6,100	104	10,400	194	19,400	56	5,600
H23年度	535	53,500	73	7,300	135	13,500	279	27,900	48	4,800
H24年度	554	55,400	168	16,800	119	11,900	203	20,300	64	6,400

(参考) 受益者負担金とは(「下水道の手引き」より転載)

公共下水道は、道路や公園等の公共施設とは異なり、整備される地域に限られ利用できる方も特定される公共事業ですので、建設費を全て税金でまかなうことは、公共下水道を使用できない地域の方との間に不公平を生じることになります。

そこで、公共下水道の整備によって利益が生じる皆さんに建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図り、下水道事業を計画的にしかも早期に促進していこうというのが、受益者負担金制度です。

根拠法令 都市計画法第 75 条

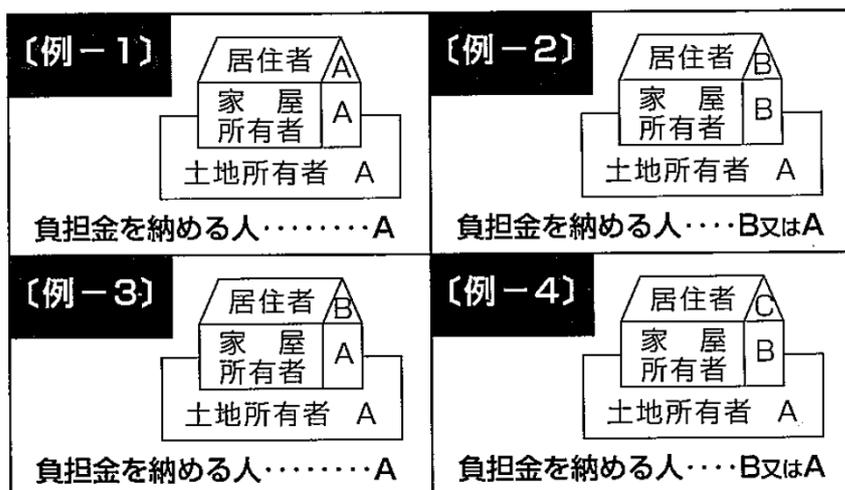
いわき市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、及び同条例施行規則

(参考) 受益者とは(「下水道の手引き」より転載)

○公共下水道が整備された地域の土地所有者をいいます。

○土地に賃借権、使用貸借、地上権、質権等がある場合は、土地の所有者とそれぞれの権利者の協議によって受益者を決めていただくことになります。

※アパート、借家に住んでいる方は受益者に該当しません。



(1) 下水道受益者負担金の東日本大震災における減免について

(意見)

下水道受益者負担金について、平成 23 年度賦課において、平成 23 年以前に下水道受益者負担金の申出をし、5 年分割で納付している受益者のうち、震災により半壊以上の資産の損失を受けた者について、受益者負担金を減免している。

当該減免に対し、一括納付者は全納報奨金があることを理由に行われておらず、不公平な扱いとなっているとも考えられる。

(2) 強制執行による回収を図るべきもの

(指摘)

下水道使用料及び受益者負担金については、下記のとおり、債権の分類上、強制徴収公債と解されている。

したがって、地方税の滞納処分と同様に、裁判手続きによらず自力の強制執行権を有しているにもかかわらず、下水道使用料及び受益者負担金についてはこれまで、給与差押等の強制執行を実施していない。

こうしたことから、督促に応じない滞納者については、現況を確認し、収入の状況に応じて強制執行による回収を図るべきである。

《都市計画法》

(受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわないときは、時効により消滅する。

督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。

《地方自治法》

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(附則)

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条から第二十条まで(第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

11 水道事業に係る債権について

(1) 不納欠損処理について、実際の債権管理と会計処理を一致させるべきもの

(指摘)

水道局では、調定後、2年を経過して未納状況にあるものを、機械的に不納欠損処理している。

しかし、実際には2年を経過しているものの中には、分納誓約書を徴収し、時効が中断され、実際に回収努力が継続されているものも混在している。

不納欠損処理は、回収できないと判断されるものを処理する会計処理であり、回収できる見込みのものを不納欠損処理することは適正とは言えない。

不納欠損処理について、債権の実在性や回収可能性を判断して実施していく必要がある。

12 税外収入全般について

(指摘)

「いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」においては、市における税外収入に係る督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。

しかしながら、税外収入に係る督促手数料及び延滞金の取扱いについては、各担当課により取扱いが統一されていない。

督促手数料や延滞金の徴収は、納付期限までに納付する市民との公平性を図るとともに、納付期限までに納付するインセンティブを確保する観点からも重要であり、全庁的に条例を周知し、統一的な運用を図るべきである。

《いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例》

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市税外の収入金（以下「諸収入金」という。）の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(督促手数料)

第2条 諸収入金の徴収について督促状を発したときは、1通につき100円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第3条 前条の場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該諸収入金に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

13 強制徴収公債権の財産調査について

「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通知 平成19年3月27日総税企第55号）によれば、「国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3号）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」と通知している。

(意見)

これらの自力執行権を有する公債権の徴収職員には、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において滞納者に対する質問検査権が与えられ（国税徴収法第 141 条）、また、滞納者には徴収職員の質問・検査に応じるべき義務があり、正当な理由なく質問に対して答弁せず又は偽りの陳述をした者や、検査を拒み妨げた者に対しては 50 万円以下の罰金が課せられる（国税徴収法 188 条）。

したがって、これらの公債権の滞納者の財産情報については、「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があると認められる範囲内」において、秘密性が否定されることになる。

こうしたことから、強制徴収公債権を所管する担当課は、他の強制徴収公債権を所管する担当課に対して、財産調査実施の有無・調査結果を照会することは可能であり、財産調査の効率性と調査結果の有効活用の観点から、財産調査情報のデータベース化及び共有化を進めるべきである。

○地方税の滞納処分の例により処分することができる債権

強制徴収公債権	根拠法令等
保育所保育料	第 1 項から第 3 項まで又は第 7 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第 2 項、第 3 項又は第 7 項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。（児童福祉法第 56 条第 10 項）
後期高齢者医療保険料	市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 に規定する法律で定める歳入とする。（高齢者の医療の確保に関する法律第 113 条）
介護保険料	市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 に規定する法律で定める歳入とする。（介護保険法第 144 条）

下水道使用料	<p>他の法律で定めるもののほか、第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。</p> <p>3 下水道法の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料（地方自治法附則 6 第 6 条第 3 号）</p>
下水道事業受益者負担金	<p>督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。（都市計画法第 75 条第 5 項）</p>

《地方自治法》

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第4 監査の結果に添えて提出する意見

・全庁的な債権管理部署の検討について

地方自治体の債権に関して、地方自治体の長が執らなければならないものとして、以下の項目があげられる。

措置	条文
督促	<p>(地方自治法施行令第171条)</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、<u>期限を指定してこれを督促しなければならない。</u></p>
強制執行等	<p>(地方自治法施行令第171条の2)</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、<u>次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</u>ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。</p> <p>二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。</p> <p>三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。</p>
履行期限の繰上げ	<p>(地方自治法施行令第171条の3)</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、<u>履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。</u>ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。</p>

また、地方自治体の長が執ることができるものとして、以下の項目があげられる。

措置	条文
徴収停止	<p>(地方自治法施行令第 171 条の 5)</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後<u>その保全及び取立てをしないことができる。</u></p> <p>一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p> <p>二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>
履行延期の特約	<p>(地方自治法施行令第 171 条の 6)</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、<u>その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。</u>この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。</p> <p>一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。</p> <p>二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。</p> <p>五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難で</p>

	<p>あるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。</p>
免除	<p>（地方自治法施行令第 171 条の 6）</p> <p>普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。</p> <p>3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。</p>

このように、債権の管理や回収に関して関係法令等により執るべき措置が明示されているにもかかわらず、今回の監査における各担当課へのヒアリングによれば、強制執行等を一度も実施していない担当課も存在している。

また、延滞金や督促手数料の徴収に関しても、担当課により対応に差が見受けられたほか、地方税と同様の質問調査権及び徴収権を有する強制徴収公債権を取扱っているにもかかわらず、地方税と異なるので権限行使に限界があると誤認しているケースも見受けられた。

一方で、債権回収業務に関しては徴収専門の嘱託員を配置するなど一定の回収努力をうかがうことはできたが、滞納者は複数種類の公債権を滞納しているケースも多いという実態もうかがうことができた。

こうしたなかで、各担当課がそれぞれに徴収嘱託員を雇用し、それぞれが管理システムを構築して債権の管理及び回収業務を行っている現状は、効率性及び経済性の観点から改善の余地が大きく、また、大多数の住民が、各種公債権については、それぞれの納期限までに完納しているにもかかわらず

ず、滞納者に対して行う債権回収業務が不完全であったり、担当課ごとに徴収業務や判断基準に温度差が生じることは著しく行政の公平性を欠くものである。

一方で、債権回収業務に関連する法令が多岐にわたり、また実務を遂行するノウハウの習得及び蓄積が必要であるところ、自治体においては、人事異動や人員削減により債権回収業務を取り巻く環境は厳しいのも実状である。

こうした問題を抱えるなかで、公債権を管理する部署を一元化して債権回収における効率性及び公平性の確保を図っている自治体もいくつか現れている。

こうした自治体の中でも、一元化の態様は以下のように様々である。

自治体	一元化の方法			
	強制徴収公債権のみ	私債権のみ	強制徴収公債権と私債権で区分して二元化	強制徴収公債権と私債権で区分せず一元化
船橋市			○	
秦野市	○			
明石市				○
芦屋市	○			
北九州市	○			
嘉麻市				○
名張市				○
呉市	○			
八幡浜市		○		

また、個人情報保護との関係においては、地方自治体では個人情報保護条例を制定し具体的内容を規定し様々な制約を課している例が多い。

債権回収の一元化に関しては個人情報保護という面でも問題が生じるが、上記の自治体においては、「本市が保有する債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税を滞納している場合においては、その債務者に係る事務相互に、市税に関する情報を利用し、又は市税に関する情報に利用することができる。(秦野市「債権の管理に関する条例」より)」、「徴収吏員(徴税吏員に併任された者に限る。)に、市が訴訟手続により市の私債権の履行を請求し、又は履行を請求する予定の債務者であって、かつ、国税徴収法その他法令の規定により滞納処分又は滞納処分の例による強制徴収を行うことができる市税その他の公債権を滞納しているものに限り、次に掲げる市が保有する当該債務者に関する情報を利用させることができる。(嘉麻市「私債権の管理に関する条例」より)」と定めるなど、各担当課が保有する個人情報について配慮がなされている。

債権管理部署の一元化は、回収ノウハウの蓄積以外にも、徴収事務の集約により、徴収に要するコストや時間を削減し担当課職員が本来業務に専念できることや、債務者側にとっても、折衝窓口を一本化できるメリットも生じる。

いわき市においても、限られた財源と職員のなかで効率性や公平性を確保するという観点から、債権管理の在り方について全庁的な検討を早急に進めるべきである。

以 上

(参考1)

・債権別管理の状況 (1/4)

債権名	市 税 国民健康保険税	児童福祉費負担金 (保育所保育料)	住宅使用料 (公営住宅使用料)	広域農業開発事業 償還金
所 管	財政部	保健福祉部	土木部	農林水産部
督促について	納期限から20日以内に督促状の発布	納期限に納入がない場合、保育所から保護者に手渡し	納期限から20日以内に督促状の発布	
納付交渉	税務課 税務事務所	徴収嘱託員3名 職員	徴収嘱託員4名	職員
催 告	電話催告 文書催告 訪問催告	未納通知書を年3回、差押前の催告を年3回、最終催告書を年2回発行し、保育所から保護者へ手渡し	滞納月数3ヵ月以上で催告書・滞納月数6ヵ月以上で最終催告書	訪問催告
徴収停止	あり	なし	なし	なし
履行延期	分納	分納	分納	なし
強制執行	あり	預貯金押え(平成21年度最終)	明渡請求(債権回収はなし)	なし
保証人請求	なし	なし	なし	なし
不納欠損処理	あり	あり	あり	なし
不納欠損処理の基準	※1	生活困窮者及び所在不明により徴収不能で消滅時効に至ったもの	滞納家賃等が5年間(市営住宅明渡訴訟者については10年)の消滅時効が完成し、かつ滞納者又は訴訟者、及び連帯保証人が死亡、行方不明者又は生活困窮により徴収不能であるもの	

※1：地方税法第15条の7第4項、第5項、同法第18条第1項

- ・滞納処分執行停止が3年間継続
- ・納入義務を直ちに消滅させるもの(無財産)
- ・滞納処分を5年間行使しないことにより時効により消滅

・債権別管理の状況 (2/4)

債権名	災害援護資金貸付金	奨学資金貸付金	学校給食納付金等	不適正保管廃棄物に係る原状回復求償額
所管	保健福祉部	教育委員会事務局	教育委員会事務局	生活環境部
督促について			納期限（翌月10日）1か月で督促通知	納期限から20日以内に督促状の発布
納付交渉	職員	職員	学校	職員
催告	訪問催告	訪問催告	9月分（10月10日）現在の滞納者の状況を教育委員会に報告し、納入の意思の確認取れないものについて教育委員会から催告（平成20年まで実施、以後未実施）	文書催告 訪問催告
徴収停止	なし	なし	なし	なし
履行延期	分納	分納	分納	なし
強制執行	なし	なし	なし	あり
保証人請求	あり	なし	なし	なし
不納欠損処理	なし	なし	なし	なし
不納欠損処理の基準				

・債権別管理の状況 (3/4)

債権名	工場等立地奨励金 返還金	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	下水道 使用料
所管	商工観光部	市民協働部	保健福祉部	生活環境部
督促について		納期限から20日以内 に督促状の発布	納期限から20日以内 に督促状の発布	水道局に委任
納付交渉	職員	徴収嘱託員1名	徴収嘱託員3名	水道局に委任
催告	訪問催告	年2回催告状を発送	年4回実施	水道局に委任
徴収停止	なし	なし	なし	なし
履行延期	分納	分納	分納	分納
強制執行	なし	なし	なし	なし
保証人請求	なし	なし	なし	なし
不納欠損処理	なし	あり	あり	あり
不納欠損処理の基準		最終収納日の翌日 より2年間を経過する 者で、死亡・所在不明 等、継続納付が困難な 者	介護保険法第200条に 基づく時効が成立した 者（納付誓約や分納に より納付意思を表示した 者を除く）	所在不明、本人死亡及 び倒産・事業失敗等によ り徴収不能で、消滅時 効に至ったもの

・債権別管理の状況 (4/4)

債権名	下水道 受益者負担金	母子寡婦福祉資金 貸付金	水道料金	医業未収金
所管	生活環境部	保健福祉部	水道局	総合磐城共立病院
督促について		償還納期限後20以内に督促状の発布	納期限経過後30日以内に督促状の発布	納期限から20日以内に督促状の発布
納付交渉	職員	母子自立支援員2名 協力員1名	徴収事務等を民間 事業者に委託	徴収嘱託員2名
催告	訪問催告	訪問催告	1. 文書催告 督促状 2. 電話督促 3. 現地訪問 4. 給水停止	
徴収停止	なし	なし	なし	なし
履行延期	分納	分納	分納	分納
強制執行	なし	なし	なし	なし
保証人請求	なし	なし	なし	なし
不納欠損処理	あり	なし	あり	あり
不納欠損処理の基準	所在不明、本人死亡及び倒産・事業失敗等により徴収不能で、消滅時効に至ったもの		時効（民法第173条第1号の規定により2年）	支払意思なく、生活困窮などの理由から未納で、3年の短期消滅時効該当者

(参考2) 裁判所手続きの活用 (比較)

	民事調停	即決和解	支払督促	少額訴訟	訴訟
議会の議決	必要 (地方自治法 96 条 1 項⑫)	必要 (地方自治法 96 条 1 項⑫)	不要	必要 (地方自治法 96 条 1 項⑫)	必要 (地方自治法 96 条 1 項⑫)
手続場所	簡易裁判所	簡易裁判所	簡易裁判所 (債務者の住所地)	簡易裁判所 (同一年に 10 回まで (民事訴訟法 368 条 1 項))	簡易裁判所 (請求額 140 万円以下) 地方裁判所 (請求額 140 万円超)
出頭の必要	必要	必要	不要	必要	必要
簡便性	成立には双方の合意が必要	成立には双方の合意が必要 (通常 1 回程度の期日)	書類審査のみ	原則として 1 回の裁判で終了し (民事訴訟法 370 条 1 項)、その場で判決がなされる (民事訴訟法 375 条)	準備から判決までに長期間を要する
債務名義	得られる (調停調書が成立した場合)	得られる (和解が成立した場合)	得られる (仮執行宣言付支払督促の送達後)	得られる	得られる
時効中断効果	あり (ただし、調停が不成立の場合は、1 ヶ月以内に訴訟を提起しない場合には中断の効力を失う (民法 151 条))	あり (ただし、和解が不成立の場合は、1 ヶ月以内に訴訟を提起しない場合には中断の効力を失う (民法 151 条))	あり (ただし、仮執行宣言の申立を行わない場合には中断の効力を失う (民法 150 条))	あり	あり
対象	金銭債権に限らない	金銭債権に限らない	金銭債権に限る	金銭債権に限る	金銭債権に限らない
請求金額	制限なし	制限なし	制限なし	60 万円以下	制限なし
費用	請求額によるが、訴訟の約半額	一律 2,000 円	請求額によるが、訴訟の半額	請求額によるが、訴訟と同額	請求額による
有用なケース	話し合いにより支払に応じる可能性がある場合	予め債務者と合意している場合	債権額に争いが無い場合 (異議を申立てられた場合には訴訟へ移行)	債務者の数が少ない場合	支払督促において異議を述べられることが確実な場合及び裁判所への出頭が見込めない場合

(参考3) 全庁的な債権管理部署を先行導入している自治体

船橋市では、平成20年度から、地方税法の滞納処分の例により処分することのできる強制徴収公債権を一元管理し、徴収を行ってきたが、さらに平成23年度からは、債権管理条例を制定し、強制徴収できない非強制徴収公債権や私債権も一元的に取扱うことで、徴収率の向上や納税意識の向上がみられたとしている。

このような債権管理の取組内容について、債権管理課長に対してのQ&Aが千葉県ホームページに掲載されているので、全庁的な債権管理部署の導入に当たって参考とされたい。

導入に当たって

Q. 導入の際、一番懸念されたことは何ですか？

A. 「せっかく市税の徴収率が上がってきたのに、他の債権も扱うことで、市税徴収率が下がってしまうのではないかと懸念されましたが、他の債権も併せて強制徴収した際は、「地方税優先の原則」により市税に優先して充当されるため、問題ありません。また、「市税徴収しか行っていない部署が、滞納者に対してそれぞれの債権の説明ができるか？」との懸念に対しては、最初に各債権所管課から研修を受けるため、基礎知識があるほか、詳細な説明を求められた際には、各債権所管課が対応することで問題ありません。そもそも、滞納の段階になって、滞納者から債権の賦課について改めて問われることはほとんどありません。

Q. 公金徴収一元化は職員のボトムアップで始まったとのことですが？

A. 平成19年5月に「公金徴収一元化検討委員会」が発足。税務部はじめ、各債権所管課、管理部門、財政部門の課長たちが集まり、検討を重ね、8か月かけて報告書を作成しました。

Q. 庁内のコンセンサスはスムーズに得られましたか？

A. 最初は成果が全く見えない中で、滞納者の名寄せのシステムのカスタマイズに1.1億円かかるという話で、当然財政課がノー、検討委員会としても当面は紙ベースでやってくれ、という話でした。ただし、各債権所管課の課長たちは、「自分のところでは徴収まで手が回らない、特に悪質滞納者には手を焼いているからぜひやってくれ」という姿勢でした。

Q. 議会はどうでしたか？

A. 平成15年の一般質問で、議員から「全ての債権の徴収を一元的に取扱う徴収部門を作らないのか？」との質問があるなど、議会は公金徴収一元化には賛成でした。

Q. 一元化実施のためにどのように環境整備を図りましたか？

A. 各債権所管課との事務取扱いを規定した「債権回収一元化に関する事務取扱要領」を作成。記者発表後、市民にはホームページや広報に掲載することで周知を図った上で、滞納者に対して移管するまでに「催告書兼収納業務移管予告通知書」「収納業務移管決定通知書」を送付し、移管しました。

実務について

Q. 滞納者の暴言などから職員を守るセーフティネットはどのようなものですか？

A. 「何かあったら自分（課長）が出て行くから、恐れず、毅然として滞納処分してくれ」と常に言っており、組織体制を強固なものにして、職員に安心感を与えることが重要です。職員は皆、優秀で、やる気があります。高いモチベーションを維持させるためにも必要ではないでしょうか。

Q. モチベーションを維持させるために目標設定をしていますか？

A. 以前、月間差押件数を設定したことがありますが、目標数値を設定することで、真面目な職員たちは数字に縛られてしまいます。今はあえて目標設定をしていません。

Q. 高い専門性が求められる中で、職員の研修はどのように実施しているのですか？

A. 新任研修のように、最初の一気に研修を行ってもなかなか身に付きません。班長や係長がキーマンとなり、日々の業務の中でOJTを実施し、教え込むことが必要です。人事にも債権管理の重要性を理解してもらっているようで、優秀な職員が配置されています。

Q. 職員以外の採用について教えてください。

A. 任期付き職員ではありませんが、東京弁護士会の中でも特に地方自治法及び地方自治法施行令に精通した弁護士に委託し、日額報酬で非強制徴収公債権及び私債権の訴えの提起等の相談、指導をしてもらっており、非常に有効です。

Q. 民間委託の導入状況について教えてください。

A. コールセンターで市税の現年度分の電話催告をしています。

Q. 債権管理条例はどのようなものですか？

A. 市が所有する全ての債権の取扱いについて統一的な処理基準を定め、公正かつ公平な市民負担の確保と債権管理のさらなる適正化を図り、健全な行財政運営を行うことを目的として10月に施行しました。具体的には、全ての公債

権の延滞金を14.6%一律に徴収します。また一方で、生活困窮などにより支払いが困難な債務者の債権放棄などについて規定しました。なお、私債権の遅延損害金については条文化しておりませんが、民法で規定する法定利率の5%も併せて徴収しています。

Q. 捜索はやっていますか？

A. これまで捜索しても換価できる財産は少なかったため、現在は日々の業務としては行っていません。

Q. 財産調査のノウハウを教えてください。

A. どんな滞納者も必ずどこかでは生活しているのだから、必ずお金の出所はあります。以前、滞納者の通帳で「〇〇キ毎月-5万円」との記載を発見し、更に調査を進めて行くと、「〇〇金属株式会社」で純金積立していました。生命保険、株券、ゴルフ会員権、売掛金など換価できるものなら何でも良いのです。ただし、滞納者の中で、実際、本当に払えない人がいることも事実で、ここは重要なポイントです。調査の結果、明らかな生活困窮者は滞納処分の執行停止をしています。

Q. 今後の展望について教えてください。

A. 強制徴収公債権については、移管件数を増やして、差押件数と徴収金額を増やすこと。非強制徴収公債権と私債権については、支払い督促や民事訴訟の提起をルーティン化し、徴収不能なものは債権放棄すること。それには、配属された職員のモチベーションを高く維持することが大切です。

アドバイス

Q. 今後取組む市町村に対してアドバイスをお願いします。

A. 公債権は地方自治法第236条第1項により時効により消滅しますが、私債権については民法第145条により時効の援用を必要とします。公債権については時効により債権が消滅しないよう、しっかりと徴収しなければいけないことは言うまでもありませんが、私債権について収入未済のまま滞納繰越するのは良くありません。債権放棄は地方自治法第96条第1項第10号により「議会の議決を要するが、条例に特別の定めがある場合には除く」とあるので、債権管理条例のような債権管理を規定する条例の制定が必要です。

Q. 市町村の規模や地域などでの違いはありますか？

A. 徴収の環境という意味では、都市部の自治体と郡部の自治体では全く状況が違います。郡部の小規模な自治体では、職員が住民と顔見知りだから差押えなどの滞納処分はしづらいということもあるようです。このようなことから、茨城県の租税債権管理機構のような一部事務組合を組織し、滞納者を移管して、滞納処分や不動産公売などの実績を出しているところもあるので、郡部の滞納整理には有効です。

Q. 県に対して御意見をお願いします。

A. ある県知事は徴収に相当力を入れており、知事室に大きな県の白地図があり、その白地図に全国の徴収率の平均より上の場合には青色、県の平均より上の場合には黄色、県の平均より下の場合にはピンク色で色分けをしているそうです。その県の徴収率は全国でもかなり低いので、県の平均より上でも喜べる状況ではありません。そこで、各自治体の首長が来た際の帰りに、首長さんに「おたくはピンクなのでもっと徴収を頑張ってくれ」と声をかけているそうです。その首長は帰ってから徴収担当部長を呼び「知事にこれこれ言われたので頑張ってくれ」と喝を入れます。そのことが、結果として県全体の底上げにつながっていきます。また、その知事は、毎年徴収率の良い自治体上位10の自治体を表彰しているそうです。賞状1枚だけですが、全員首長が出席するとのことで、同じやり方がいいとは思いませんが、知事や首長が徴収に関して関心を持たないと数字は良くなっていかないでしょう。

Q. 債権管理課は大変うまくいっているようですが、デメリットがあるとしたら？

A. 当初は、「税がせつかくうまくいっているのに、他の債権も扱うようになったら徴収率も下がってしまうのではなか」と懸念されましたが、それは違います。組織を再編し、事務を一元化、専門職員の集約などを行うことで解消されます。デメリットは一切ありません！

(以上、千葉県ホームページより転載)